

会議における地震の地域よりも広くなつているんですね。

このことを考えて、この法の改正に臨むに当たつて、大臣はどの程度の地震を想定しておられるのか、まずこのことをお尋ねしたいと思ひます。

○前田国務大臣 菅原委員の御指摘のとおり、権威ある研究機関の研究者から相次いでそうやって御発表、御指摘がございました。非常に緊迫感を感じておられるわけございまして、首都直下型の地震が発生した場合には、首都圏全体で六百五十万程度の帰宅困難者が発生するのではないかというふうにも言われておるということでござります。

そして、都市再生安全確保計画というものをつくる中で、関係者との連携と協力をもと、備えを進めてまいりたい、このように考えております。

○菅原委員 この地震の規模というものが、例えばマグニチュード五なのか六なのか七なのか、それを超えるものなのか、やはりいろいろなシミュレーションによってそれぞれ再生法の目鼻が変わつてくるとおもいますし、ぜひこのシミュレートは、この法、そしてまた政府全体においてさらに深掘りをしていただきながら、どうぞよろしくお聞かせください。

そこで、各論に入ります前に、きょうは内閣府の防災担当の後藤副大臣にお運びをいただいております。

先ほども申し上げましたように、今このときにマグニチュード七程度の地震が起きた場合、例えば、帰宅難民に至る前に、官邸あるいは永田町、霞が関、このいわゆる日本のヘッドクオーターである部分における緊急対応というものができてるのかどうか。あるいは、合わせて帰宅難民、その他大勢になつてしまふのかどうか。

都市再生本部をもしつくつした場合には、この本部長には内閣総理大臣がなると、この法に書かれておるわけでございます。そう考えた場合には、官邸からさまざまの指示、命令を出すということが想定できるわけでありますけれども、実際に日本全国に、あるいはその協議会をつくった場所に、この都市再生法改正に基づくさまざまな計画、あるいは施設の作動、そして避難民の誘導、退避経路の確保、そしてまた退避場所への誘導等々を含めて、この一丁目一番地であるヘッドクオーターが、もしマグニチュード七程度の地震で壊滅状態になるかもしれない、あるいはそうなることも含めて、この点、政府としてどういうような対応をとられているのか、お示しをいただきたいと思います。

○後藤副大臣 先生御指摘のとおり、昨年の三・一の東日本大震災の夜、三月十一日の夜は、五百万人以上の方々がいわゆる帰宅難民としてかなり混乱をし、また精神的にも大きな苦痛を受けたというふうに思つています。

今回、先ほど前田大臣もお答えになつたように、首都直下型の地震の規模がどの程度になるかは別としても、六百五十万人を想定するという形で、この三月は検討会の中間取りまとめを含めて、今いろいろな対応が進められております。

特に政府の官邸機能がそれぞの関係省庁また自治体と連携する仕組みは、先生も御案内のお法、そしてまた官邸全体においてさらには深掘りをしていただきながら、どうぞよろしくお聞かせください。

そこで、各論に入ります前に、きょうは内閣府の防災担当の後藤副大臣にお運びをいただいております。

先ほども申し上げましたように、今このときにマグニチュード七程度の地震が起きた場合、例えば、帰宅難民に至る前に、官邸あるいは永田町、霞が関、このいわゆる日本のヘッドクオーターである部分における緊急対応というものができてるのかどうか。あるいは、合わせて帰宅難民、その他大勢になつてしまふのかどうか。

ルについては、既に御案内のとおり整備をされております。

今回、先々週の三月九日に、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告というのが、中間報告ではありますけれども、まとめておられます。これは先生、多分御案内だと思いますが、関係省庁のみならず、東京都、茨城県、埼玉県を含めた十二地方団体、さらには民間企業、報道機関も十七機関含めた構成メンバーで、三回集中して議論をし、三月九日に中間報告をまとめ、この夏から秋にかけて最終報告を予定しております。この中でも、先生御案内のとおり、帰宅困難者と言われている方々への情報提供をどうするかということも非常に大きな課題で、章を一つ設けて考え方の整理をしているところであります。

当然、個別に情報を今は入手できる時代になつておりますが、それ以上に、やはり企業みずから、組織みずからがきちんとガイドラインを、それぞれの企業や組織の中でしていくただくことも想定しながら、これは今後につながる部分でも当然ございます。また、きょう議論の中心に多くなるでありますけれども、一時滞在型施設の問題、また、一斉帰宅というのをある意味では抑制しなければ大混乱になつてしまうということも、もちろんあります。また、きょう議論の中心に多くなるでありますけれども、一時滞在型施設の問題、また、一斉帰宅というのをある意味では抑制しなければ大混乱になつてしまふというこ

と。備蓄も、BCPに基づいてそれぞれの企業や組織が、三日程度の食料品、水も含めた備蓄をしながら、一斉帰宅が起こらないような、これも、それぞれの事業所における帰宅困難者等対策ガイドラインというものを今後それぞれ作成していただいた方がよろしかろうというふうなことも含めた中間報告をしております。

いずれにしましても、政府のそれぞれの組織の中は、防災無線もさることながら、それもまさに寸断されたときどうするかというのは、今、他の検討会でも議論をしておりますので、いずれ体系的に、先生方にもきちっと御理解をいただけけるよう、政府としての報告書の集大成をしていくた

んですが、言つてみれば、都市再生法に基づく種々の論議についての御説明であつたように私は感じられました。

私がおおえて、きょう国交の大臣、副大臣、政務官ではなく、内閣府の副大臣としてここにお運びをいただいたということは、都市再生法における

困難者等対策協議会中間報告といふのが、中間報告ではありますけれども、まとめておられます。これは先生、多分御案内だと思いますが、関

り、基本的に中央防災無線で、衛星も含めてつながつておるというふうに思つております。

発災時の標準的な初動というのは、先生も御案内のおとおり、まず首都直下、いわゆる東京二十三区内で震度五強以上の地震が発生する、またはそれを越えた地域、その他の地域であつても震度六弱以上の地震が発生するとき、また津波警報が発表され、東海地震注意情報発表時には、三十分以内をめどに緊急参集チームが官邸に入り、そしてその後、速やかに全閣僚の部分で協議をし、三十分刻みで、災害対策本部を設置する等々の、首都直下の大地震を踏まえた地震での対応のマニュアルについても、これまでさまざまの対策があつた。

○菅原委員 今、副大臣からおられた御説明があつた

ところで、この改正案の中では、都市再生緊急整備地域、北海道は札幌から九州まで六十三地域で、大体七千七百八十三ヘクタールということで府の想定がされております。東京都で三百九十万、神奈川県で百十万、千葉県で八十三万、埼玉県で六十七万、これは夕方六時前後という想定であるようです。

そこで、この改正案の中では、都市再生緊急整備地域、北海道は札幌から九州まで六十三地域で、大体七千七百八十三ヘクタールということで地域を指定しているわけであります。既に中央防災会議ですとか、あるいは先ほどお話をあつた国と東京都のいわゆる首都直下型地震の災害協議会の論議にも、これまでさまざまの対策があつた。

この点は、ぜひ政府としてお願ひをしたい。時間がありませんから、あと二点ぐらい聞きます。避難場所、いわゆる避難場所の問題です。

例えば、これまでの首都直下地震災害対策協議会において、既に国と東京都で協議をして、例えば駅前のターミナル、こうした場所の確保、あるいはデパートだとホテル、東京ドームのようないわゆる民間に退避場所としてのお願いをしているんですが、ほとんど協力体制になつてない。頭でわかついても、いや、そうはいつても、そのときの警備体制は誰が持つんですか、あるいは自治体が責任をとつてくれるんですか、こんな話がやはり出てしまっているんですね。

先ほど私申し上げたように、自助、共助、公助といいますけれども、行政側だけの公助の力だけじゃなくて、地域のコミュニティーという互助、そして企業も個人も含めて、まず、みずからがみずからを助けるという努力、こうしたことの意識の醸成を図らないと、これはまさに、本当に理念法といったことに陥ってしまう。この点をもつとしつかり深掘りをして、国民全体の意識を高めなければいけないと私は思つております。

そこで、万が一、帰宅をしないで、そこの場所に三日間ぐらいいざるを得ない状況のときに、やはり水、食料、毛布等々の備蓄庫がどうしても必要になつてくる、このことも触れておられました。しかし、例えば駅周辺の一等地に、どうぞ自分のところを倉庫として使ってくださいなんという人が今いますか。まあ、いないわけですね。しかし、そこをしつかり、この法の改正、法の趣旨にのつとつてきちつとお願いをしなければいけない。

そこで、政府としても、今回、いわゆる倉庫の部分に関しては容積率の不算入、これを関係省庁と協議して特例を設けよう、こういうふうにしているんですけども、これはどれぐらいのボ

リュームのものなのか。あるいは、特例で容積率を緩和してもらつた、しかし、半年たつて行つてみたらテナントで使つていたなんということもあります。こうしたいろいろなことも考えなければなりませんから、この容積率の不算入の問題だけではなくて、もっともつと、きっちとしたインセンティブをつけて、この備蓄庫が本当に駅前ではなくて、もうともつと、きっちとしたインセンティブをつけて、この備蓄庫が本当に駅前あるいは避難場所に確保できるような対策を力強く進めなければ、これはもう絵に描いた餅になりかねません。

このインセンティブをさらに拡充していくべきだと考えますけれども、この点、いかがでしょうか。

今回の法案の作成に当たりましては、民間事業者の皆さんからも意見を伺つて作成をいたしました。その際、備蓄庫については、事業者さんから見ればデッキスペースになるものですから、容積率不算入の特例措置を講じてほしいという強い要請を受けた形で、今回、一定の措置をさせていただいているところでございます。

備蓄庫として用意した床を他の用途に転用することは今回の安全確保計画の中でもしつかり書いて、それを公表する。そして、訓練もこの安全確保計画の中で実施するということにしておりますので、訓練の際には、その備蓄庫を実際に開いてみて訓練に充てるといったことを通じて、備蓄庫が他に転用されるようなことがないようにしていきたい。加えて、今後、制度の運用実態を踏まえまして、必要な支援措置については検討してまいりたいというふうに考えております。

○菅原委員 これで終わりますけれども、この法改正によって、まさに戦略、戦術は細部に宿る、

この点をきちつと認識して進めていただきたい。

あわせて、東京都は去年の三月、震災直後に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例というのをつくつたんです。あるいは、木密地域の不燃化プロジェクトチームをつくつて、東京です。

改修あるいは建てかえ、こうしたことを探めているんですですが、やはり地権者、住民からすると、頭ではわかっていて総論賛成だけれども、インセンティブが働かない、なかなかこれが進まないんですね。

ぜひ、被害の最小化、そして人の命を救うことを考えれば、そういう地方自治体の条例あるいは施策に関しても国の強力なバックアップをお願いして、終わりたいと思います。

以上でございます。

○伴野委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 まず最初に、被災地における高速道路無料化問題について聞きます。

宮城県議会で、三月十六日、被災地域の高速道路無料化措置の継続を求める意見書が全会一致で採択されています。内容は、一つは、被災地域の高速道路無料化措置を国費により引き続き実施してほしい。二つ目は、被災地の復旧復興に協力しようととするボランティアの車両については引き続

き無料化をということです。

これは壊滅的被害を受けた被災地域の早期復旧復興を実現するために、当然と私は思います。そこで、要望に応えた対応が必要だと思うんです

○菊川政府参考人 お答え申し上げます。

二点、東北地方の高速道路の無料開放の話、それから、ボランティア車両の無料化についての御質問でございました。

まず、平成三十三年度の第三次補正予算によりまして、昨年の十二月一日から実施しておりますが、いかがですか。

そこで、ボランティアは要らないのか。そんなことはないですよ。ボランティアはまだまだ受け入れる必要があるし、そのための、被災地復興のための高速道路の料金無料化だったはずですね。これ、三月三十一日が迫つているわけですよ。きょうは何日ですか。二十一日じゃないですか。あと十日しかないんですよ。知らせる必要もあるわけだし、ましてやボランティア車両についてこれ、一言もそういう話はせえへんわけやけれども、被災県の要請を受けて、もともと予算措置に關係なく、もちろん高速道路会社と相談する必要はあります。ただし、まだ、無料は大臣の告示に基づいて高速道路会社に実施させてきたものなんですよ。

そういうことで、やるというぐらい言つてくれな

の、例えば山手線の外側の木造密集地域なんかの從事車両につきましては、震災直後から、関係自治体と高速道路会社の協議に基づきまして、無料通行措置を実施しております。現在は、岩手、宮城、福島の三県で実施しております。

四月以降のボランティア車両の扱いにつきましては、これまでの利用実績や制度の趣旨などを踏まえまして、関係自治体あるいは高速道路会社で協議を行つて、今、検討を進めているところでございます。

○穀田委員 大臣、いずれも協議を行つて、そんな悠長なことをよく言うなあと私は思う。被災地の復興というのは結構ついたばかりじゃないですか。瓦れきもたくさん残つてるとみんな心配しているときに、関係自治体と高速道路会社と協議中だ、利用実績云々かんぬん。そういう官僚的答弁、官僚的と言つちや悪いけれども、ようこんなこと言つてると私は思いますが、だつて、被災地の三県の避難者というのは三十万を超えてるわけでしょう。そして、被災地や避難者に対する支援は今後も重要な課題と、何回も大臣はおつしやつてゐるわけじゃないですか。

そして、ボランティア車両についてこれ、三月三十一日が迫つているわけですよ。それから、ボランティア車両についてこれ、一言もそういう話はせえへんわけやけれども、被災県の要請を受けて、もともと予算措置に

ければ立つ瀬がないですよ、各県議会だつて。どうですか。

○前田國務大臣 一年十日になりますけれども、この間、ボランティアの方々がどれだけ大きな役割を果たしていただき、また被災を受けた方が勇気づけられたことか、その辺のところは、本当にあります。

今、道路局長から答ました。もちろん関係者があるわけでござりますから、銳意協議を続けておりますが、ある意味まだ十日もありますので、必ずちゃんとした答えを出してくれと要請しておりますので、もうしばしお待ちをいただきたいと思ひます。

○穀田委員 この問題は、他党からも一番目の話がありまして、それで検討すると言つて、あれからもう過ぎてますねんで。こういうときだけいつも周知期間とかなんとか言つて、やるときはどうのこうの言つて、こういうのはすばつとやってくれないと、しかも、そういう方々が新しい年度を含めて、希望してやろうとしている、そういうときじゃないですか。そういうときに希望を与えて、次からもやるという話を大臣がそれこそすれば、まだ十日もありますではなくて、十日もあるけれども、さつさとせなあきませんわなどいうのが筋やと私は思ひまつせ。(前田國務大臣「そういう趣旨です」と呼ぶ)では、やつてもらうといふことにします。

先ほどもありましたけれども、東日本大震災で、東京初め首都圏で五百十五万人もの帰宅困難者、滞在者が発生したこと踏まえて、首都直下大地震に備えて大都市部の防災対策を強化し、自治体やビル所有者、鉄道事業者などが協力して、避難経路や避難場所、食料等の備蓄庫を確保するなどは非常に大事なことであつて、必要な対策だと思います。そういう立場から、私が

ども、この法案には賛成したいと思います。だけれども、問題は、それを確実に実施するか

どうか、実効性を伴うものになつてゐるかどうか、ということが肝心だと思うんですね。その観点から質問したいと思います。

法案は、安全確保計画の策定や協議会への参加などは、いわゆるできる規定としています。協議会や安全確保計画の対象となるのは都市再生緊急整備地域だけども、おののの地域は、大規模主要駅があるなど帰宅困難者や滞在者が集中する地域です。当然、防災上も重要な地域であつて、大震災発生時には必ず大混乱が起るということが確実視される地域あります。そういう重要な地域なのだから、安全確保計画の作成は絶対に必要です。だから、できるじやなくて、きちんと義務づけるべきじやないのか。それはいかがでしようか。

○加藤政府参考人 様答えします。

都市再生緊急整備地域は、六十三地域指定されておりますが、これはもともと、都市開発事業等を通じまして、緊急かつ重点的に市街地の整備を図るということでやつてきておるわけでござりますが、今までのところ、各地域によつて都市機能の集積程度には差がございます。したがいまして、大規模な災害が発生した際の想定としても、非常に大きな麻痺が起こるというところもあれば、比較的そうでもないといったようなところもございます。

また、自發的な民間主体の取り組みとしても、例えば東京駅ですか新宿駅などの駅周辺等の地域単位での防災対策は、任意の協議会等が既にスタートしておりまして、その中でいろいろな取り組みをされてゐるところであります。したがいまして、こうした取り組みを取り込んだ形で、今回提案しております都市再生安全確保計画をつくつていただくということが実際上有効なのではないか。

したがつて、一律に、また画一的に計画の策定

を義務づけるのではなくて、今申し上げたような民間主体の動きのあるところを支援した方がより効果的であるのではないかというふうな考え方によるものでござります。

○穀田委員 それは誰が考えても意見が違いますよ。そんなふうに誰も思いません。一律的な話をがその内容を見ますと、つくらなくていいという印象も受けるんですよ。絶対につくらなければならぬと義務づけなければ国民の不安は拭えないと

わけです。それで、民間に任せておけばというふうな、もちろんそこがやつてることについては当然いいことです。だけれども、では、自分がそのところの地域はどうなつてあるという話を多くの方々は知るはずがないじやないですか。だから、国民の不安はなかなか払拭できないというこ

とになるんです。

では、もう一つ聞きます。

鉄道事業者や施設所有者を協議会の構成員に加えることができる、これまたできる規定なんですね。では、入らなくていいのかとなります。大規模駅や周辺の大規模集客施設には、当然、帰宅困難者などが集中します。その帰宅困難者というのは何なのかといふと、鉄道事業者や大規模集客施設の利用者じゃありませんか。その方々を安全に誘導したり、退避場所を提供したり、安全を確保するのは事業者の当然の責務であつて、仕事じやありませんか。東日本大震災のときに、駅のシャツターをおろしたりして利用者を締め出した

先ほど、加藤さんは、こう取り組んで進んでいるとかなんとか言つていますけれども、新聞はどう言つてゐるか。首都圏と中部、近畿圏の九政令指定都市と東京二十三区で、そういう協定を交わしたところは八区市の八十三事業者にとどまつて

いる。日本に何は事業者がありますかいな。ごまんとあります。それがこんな、八十三しかやつていらないものを、それでいいんだみたいに話しておつたら誰が信用しますかいな。

だから東京都の条例だつて、大規模な集客施設、駅等の利用者保護も努力義務として、一応こころは義務づけるべきではないのか。いかがですか。

○加藤政府参考人 様答えします。

都市再生緊急整備協議会は、国、地方公共団体が入つて組織するものです。したがいまして、た

だいま穀田先生がおつしやられましたように、確かに法律上は、参加できる者として、鉄道事業者ですとか大規模ビルの所有者等を掲げておりますが、これは制度上のたてつけとして、そういう制度構成にはなつておりますが、國も当然入つておりますし、先ほど申し上げましたように地方公共

団体も入つております。したがいまして、御懸念のようなことがないよう、國としても強力に参考の呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

○穀田委員 誰がそんなの信用しますかいな。懸念のないつて、懸念があつたから言つてゐるわけないですか。実際に締め出したところがあつたわけでしょう。そういうことをよう言つたわけではありません。民間企業に対しても、団体も入つております。したがいまして、御懸念のようなことがないよう、國が入つたからつて、民間企業がお決めになることですといつもそれは民間企業がお決めになることですといつも大きな呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

○穀田委員 誰がそんなの信頼しますかいな。懸念のないつて、懸念があつたから言つてゐるわけないですか。実際に締め出したところがあつたわけでしょう。そういうことをよう言つたわけではありません。民間企業に対しても、団体も入つております。したがいまして、御懸念のようなことがないよう、國が入つたからつて、民間企業がお決めになることですといつも大きな呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

では、もう一つ聞きます。

鉄道事業者や施設所有者を協議会の構成員に加えることができる、これまたできる規定なんですね。では、入らなくていいのかとなります。大規模駅や周辺の大規模集客施設には、当然、帰宅困難者などが集中します。その帰宅困難者といふのは何なのかといふと、鉄道事業者や大規模集客施設の利用者じゃありませんか。その方々を安全に誘導したり、退避場所を提供したり、安全を確保するのは事業者の当然の責務であつて、仕事じやありませんか。東日本大震災のときに、駅のシャツターをおろしたりして利用者を締め出した

先ほど、加藤さんは、こう取り組んで進んでいるとかなんとか言つてゐますけれども、新聞はどう言つてゐるか。首都圏と中部、近畿圏の九政令指定都市と東京二十三区で、そういう協定を交わしたところは八区市の八十三事業者にとどまつて

いる。日本に何は事業者がありますかいな。ごまんとあります。それがこんな、八十三しかやつていらないものを、それでいいんだみたいに話しておつたら誰が信用しますかいな。

を求めるという感じがします。ここにやはり基本的な考え方の違いがあるんじゃないかなと私は率直に思います。

そこで、東日本大震災の余震が相次いで、気象庁も、今後もM七クラスの地震が発生するおそれはある、こう警戒を呼びかけています。そして、首都直下地震でも震度七の揺れが生じる可能性が指摘されていて、何かというとインセンティブ、何かあればこれでできますよというふうの方々の安全を守るというのは、人を集めている、それから利用してもらう、そういう人たちの責務だという立場から詰めていかなければならぬというこ

とをえて言つておきたいと思うんです。

次に、実際起くる問題について少し問いたいと思います。混乱の防止、避難経路、退避施設にとかわつて、高齢者や子供、障害者などのいわゆる災害弱者対策の問題であります。

ある自治体の災害時要援護者対策のマニュアルで、視覚障害者の災害時のポイントという項を見ますと、「白杖を使用して周囲の安全を確認する」と、視覚障害者本人に向かアドバイスをしています。ところが、東日本大震災当日は全体の混み合いが大変だったものだから、視覚障害者は白杖が使えなかつた、白いつえを使うことができなかつたと証言しているんですね。

また、視覚障害者からは、外見からすぐわかるというわけではない、わかりにくい、だから灾害時に、耳が聞こえないことを周囲に知つてもらわなければ情報を得ることができないということが述べられています。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会では災害弱者対策が議論されていますか。

〔委員長退席 小宮山（泰）委員長代理着席〕

○長谷川政府参考人 お答えいたします。

今お話をございました首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でございますけれども、障害者、高齢者、妊婦、または乳児を連れた方などのいわゆる災害時要援護者が帰宅困難者となる場合の対応につきましても、もちろん検討の対象といたしております。

その上で、三月九日に中間報告を取りまとめられおりますけれども、まだ中間報告でございまして、具体的な細かい中身にはなつておりますけれども、この中で、例えば、大規模集客施設や駅などにおいては、その施設内の待機に係る案内あるいは安全な場所への誘導手順を検討する際に、災害時要援護者への対応についてもあらかじめ検討しておることとか、それから帰宅困難者等の一時滞在施設の運営体制を定める際には、やはり災害時要援護者への対応をあらかじめ検討しておくことをあげておきたいと思つておきます。

今後、この協議会におきまして、これらの課題に対する具体的な対応についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○穀田委員 今のお話を聞いてわかるのは、今後の検討課題とされているということが結論なんですか。

それで、搬送を優先的に検討していくことなどをとりあげて盛り込んでいるところでございます。

今後、この協議会におきまして、これらの課題に対する具体的な対応についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○穀田委員 最終報告でない、中間報告だというものは知っていますよ。だけれども、報道などでは、内閣府担当者は「帰宅困難者全体の数が大きいためと思つております、まだ最終報告ではございませんので、まずは健常者の対策をまとめる」という報道まであるぐらいなんですよ。だから私は懸念を提起しているんですよ。

それで、検討課題だと、それは検討課題なのにはわかっているんですよ。どういう議論をしているのか。議論をしていないじゃないかと言つてゐるわけですよ。しかも、今の話を聞いていると、先ほどの報道を見ましても後回しという印象を受けるわけですよ。私は、より困難をしよわされている障害者など、災害弱者の視点の立場から帰宅困難者は、今後の課題として次のように述べています。

九五%の人が避難訓練をしたことがなかつた、そして、健常者と障害者を有する人々と共同で訓練をする必要がある、こう指摘しているんですね。

この際、私は、安全確保計画の中に災害弱者対応をきちんと位置づけることが重要じゃないか。あわせて、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の構成メンバーに参加してもらうとか、ワーキングチームをつくり対策を練るとか、こういったことが必要じゃないでしょうか。これは大臣に伺つておきたいと思います。

○長谷川政府参考人 お尋ねの、二月三日に東京都などが主催しました帰宅困難者対策訓練のことだと思いますけれども、一時滞在施設への円滑な搬送までの期間をどうするかという問題なんですよ。それはやはり、情報提供や、そういう意味での滞在施設におけるどういう配慮が必要かとか、それから安全対策、先ほどありましたけれども、待機場所への誘導。先ほど私が問題提起しましたように、視覚障害者、視覚障害者、さまざまなもののがおられます。そういうものをしっかりとやらなければなりません。

○穀田委員 今後の検討課題みたいにせずに、必ず議論をしてこれは入れると、これぐらいのこと

○前田国務大臣 ゼビヒ検討をさせていただきま

側なんですよ。いわば避難する方々、帰宅困難者の意見をどう反映させるかという観点から物を言つてゐるんです。いかがですか。

○前田國務大臣 御趣旨はよくわかりますので、国土交通省限りといふわけにはいかない面がありますので、その辺、しっかりと協議をさせていただいて、御趣旨のことを取り入れていきたい、こう思ひます。

○穀田委員 趣旨を入れていただきたいとおきるので、今後、少しこれは見守りながらやつていきたいと思うんです。

やはりこれは、平常時にパリアフリーがどれほど進んでいるかということの試金石なんですね。肝心なときにはどうなるかという問題なんですよ。そこは指摘しておきたいと思います。

この法案の問題点、最後に一つ、二つ言つておきたいんです。

これは、人がたくさん集まる地域の対策を考えたものなんですね。そこで聞きますが、一日当たり乗降人員が二百五十万と日本で三番目、ターミナル別帰宅困難者数が八万五千人と日本で五番目とされる池袋駅は対象になつていますか。

○加藤政府参考人 現時点では、池袋は都市再生緊急整備地域に指定されておりませんので、本法案に基づく計画は策定できることとなつております。

○穀田委員 なつてないということでしょう。

それで、いただいた資料を見ますと、例えば、北千住百五十万人、六位、高田馬場八十八万人、十位、埼玉大宮駅六十万人、十五位、上野駅五十七万人、十六位、これは全部対象外なんですね。今お話ししたように、都市再生緊急整備地域のほかにも大規模駅は存在しているわけですね。だから、緊急整備地域内に限定せずに、実際と実情に合わせてエリア防災地域を定めるべきではありますか。

○加藤政府参考人 都市再生緊急整備地域に指定されていない地域についても、都市再生とあわせた避難者、帰宅困難者対策の必要性が高い場合に

は、新たな地域指定は可能でございますので、それについては、地元の公共団体の意向も踏まえて検討していくことになるものと考えております。

それ以外の地域については、今回の法案の対象にはなりませんけれども、同じように地方公共団体が地域防災計画に基づいていろいろな取り組みを行つておりますので、それについては、今回の施策に倣つて、各種の支援方策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○小宮山(泰)委員長代理退席 委員長着席

○穀田委員 やはり、今の考え方でいくと、うまくいかないです。

この法律は、もともと、規制緩和等による大規模な都市再開発を促進することを主な目的にしているんですよ。だから、そのために建築物の安全確保等を目的とした建築基準法の容積率規制などについて緩和策がとられてきたんですね。片や、防災対策を確実に実施しようとすれば、建築物の耐震基準などを安全規制の強化が重要になつてくる。だから、これまでの規制緩和の方向を変えずには規制的側面の強い防災対策を実施しようとしても実効性は確保されない、これが最大の問題なんですね。

したがつて、私はやはりこの機会に、大規模地震時の避難者対策や帰宅困難者対策については、災害発生時に確実に機能させるようにするため

に、災害対策関係法として位置づけた法制とすべきではないかと思うんですが、いかがですか。大臣と言つてはいるんだから、せめて副大臣が答えてくれなくては。

○加藤政府参考人 済みません、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

ええをさせていただきます。地方公共団体は、災害対策基本法に基づきまして、当該地方公共団体の地域に係る防災計画であります。地域防災計画により、当該地方公共団体の住民の安全確保を中心とした防災対策を進めてきましたところでございます。

一方、大都市の交通結節点など都市機能が集積

した地域におましましては、その地域の存する地方公共団体の地域の外からの就業者、来街者等が多数存在いたします。また、大規模震災が発生した場合には、人的、物的被害も非常に大きくなるというふうに予想されます。

したがいまして、既にございます都市再生特別措置法に基づく、国や地域の民間事業者等も参加した協議会の枠組みを活用して、民間都市開発と連動した施設整備等の対策を講じることが効果的だと考えておりまして、今回、都市再生特別措置法の改正により措置しようとするものでござります。

また、都市再生特別措置法の目的の改正も、今回あわせて行なつておりまして、都市の防災に関する機能の確保を明示することとさせていただいているところでございます。

○穀田委員 どう言おうがこう言おうが進んでいない。そういうことをやつて、結果、進んでいないということは先ほど言つたとおりなんですよ。そこの最大のネックは、大型の都市開発を促進するという法律の中に防災を当てはめることから無理が生じているんですよ。

私も、そういう意味でいえば、現実的に処理する必要があるから、実際のエリアの状況を踏まえてやるべきだ、こういうことまで提案しているんですよ。

ところが、あなた方はどうなつてているかというと、都市再生本部がまとめている人口・機能集積エリアにおけるエリア防災のあり方とりまとめと、いう中で、規制手法ではなく、エリア防災への協力に対するインセンティブを付与することで取り組みを促進してもらつとしています。

結局、実効ある防災対策の手法が問題になつてゐるわけですよ。誘導策、これで少し、何かやつてくれたらやります、そういう餌という言い方は悪いけれども、そういうやり方じゃなくて、まず

二十キロ以上は全員帰宅困難として推定した結果、平日の正午に首都直下地震が発生した場合、首都圏で六百五十万人が帰宅困難者になると推計されている。

二十キロ以上はもう無理だという前提でこの法案も考えているんだと思うんですが、例えば東京駅を中心に考慮すると、二十キロというのは、南に行くと川崎以降は行けないんですね。横浜までは行けない。千葉の方に行きますと、市川までは行けない。千葉の方に行きますと、市川までは行けるんですけども船橋には行けない。埼玉の方に向かうと、蕨までは行けるけれども南浦和には行けない。それ以降のところから首都圏に通勤通学されている人たちというのは、もし首都直下が起きれば、全員帰宅困難者になる、そういうふう

最後に、私、一言だけ言つておきたいと思うんです。

この際、大規模駅とか大規模集客施設、そういうことが計画される大規模再開発事業の地域については、やはりエリア防災を強化する上で、計画段階から、環境アセスと同様に、防災対策に関する環境影響評価、すなわち防災アセス、こういうものを実施するよう義務づける仕組みが必要じゃないかということを提案して、終わります。

○伴野委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之です。

今、菅原委員と穀田委員から非常に大事な指摘があつたというふうに思います。同じような観点から何点か質問したいんです。

この一時間、帰宅困難者という言葉が出ていましたが、読んで字のごとく帰宅が困難だというだけじゃなくて、内閣府がどういうふうに定義しているかというのをちょっと調べてみました。こんなふうに書いてありました。帰宅困難者対策協議会に資料が出ているんですが、首都直下地震の被害想定における帰宅困難者は、滞留者のうち、帰宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を指すと。自宅までの距離が十キロ以内は全員

帰宅可能とされ、十キロから二十キロでは帰宅困難者の割合が一キロ長くなることに一〇%増加、二十キロ以上は全員帰宅困難として推定した結果、平日の正午に首都直下地震が発生した場合、首都圏で六百五十万人が帰宅困難者になると推計されている。

二十キロ以上はもう無理だという前提でこの法案も考えているんだと思うんですが、例えば東京駅を中心に考慮すると、二十キロというのは、南に

行くと川崎以降は行けないんですね。横浜までは行けない。千葉の方に行きますと、市川までは行けるんですけども船橋には行けない。埼玉の方に向かうと、蕨までは行けるけれども南浦和には

に考えていいんでしょうか。大臣がいないので、加藤さん。

○加藤政府参考人 お答えいたします。

ただいま先生から御指摘があつたとおり、帰宅困難者の概念は、そのとおりだというふうに考えております。

ただ、この帰宅困難者のうち、大部分は職場ですとか学校が首都圏にある者で、災害時においてオフィス・学校が安全であれば、これらの場所に滞在することが可能でございます。

本法案の対象となつてゐる者は、言つてみれば、それ以外の、寄る辺のない来街者等を対象としておりまして、具体的に数字で申し上げますと、首都圏の帰宅困難者六百五十万人のうちの八十万人大きいが想定されるところです。東京二十区に限れば、四十万人と見込まれているところでございます。

○富田委員 今、範囲外の人たちに帰宅困難になる可能性があるということを知らせないと、この法案の実効性、まず最初のスタートができないんじゃないかと思うんですね。そこはぜひやつていただきたいと思います。

先ほど来お話を出ています首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の中間報告を読ませていただいたんですが、そもそもこの協議会は、東北地方太平洋沖地震により顕在化した帰宅困難者等対策の必要性というところから生まれてきた。その中にこんな文章がありました。

「帰宅困難者等対策は、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供、駅周辺等における混乱防止、徒步帰宅者への支援、帰宅困難者の搬送等、多岐にわたる。また、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中にあって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。これは菅原先生が指摘されていました。もう一つ、「首都直下地震を想定した場合には、地域の避難所の受入能力を超える避難者及び帰宅

困難者等が発生すると想定されることから、既存の避難所施設とは別に、帰宅困難者等を想定した一時滞在施設を確保することの必要性が明らかとなつた。」そういうことでこの都市再生特別措置法の改正に至つたと思うんです。

そのように考えると、先ほど穀田先生が加藤局長に聞いていましたけれども、もともと都市再生緊急整備地域、全国で六十三指定されていますが、この定義 加藤さんかちょっとと言われたんだけれども、「都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域」だといふことで、整備が進んでいるところと進んでいないところがあるというふうにおつしやっていた。

先ほど 穀田先生は、ターミナル駅でかなり乗降客が多いのに指定されていないと言われましたけれども、私の千葉県では、千葉市に三地域指定されて、もう一つ、柏駅周辺が指定されているんですね。ところが、JR千葉駅周辺は確かに帰宅困難者は出てくるけれども、もう一つ、蘇我駅周辺と千葉みなと駅周辺というのが二つ指定されています。ここで帰宅困難者なんかまず出てきませんよ、まだそんなに整備されていないんだから、これから都市をつくつていこうという地域ですの。逆に言えば 千葉県内だつたら、松戸駅とか船橋駅とか津田沼駅とか海浜幕張駅。海浜幕張はメセセもありますし野球場もあります。そういうところの指定の方が必要なのに、先ほど穀田先生が言われたように、そういう大事なところが指定されていない。

今後、政令で指定は可能だと。それだったら、そういう地域が大事なんですよということをこの法案をつくる際になぜ出さなかつたのかと、非常に疑問なんです。後でできますよと言ふんだつたけれども、私どもとの目的、こういう目的を持つて法律を改正しようとしているのに、ちょっと違つたじゃないかと思うんですね。そこはどうですか。

○富田委員 今回の法の趣旨は、たゞ

困難者等が発生すると想定されることから、既存の避難所施設とは別に、帰宅困難者等を想定した一時滞在施設を確保することの必要性が明らかとなつた。」そういうことでこの都市再生特別措置法の改正に至つたと思うんです。

そのように考えると、先ほど穀田先生が加藤局長に聞いていましたけれども、もともと都市再生緊急整備地域として指定して、その際に、それがこの定義 加藤さんかちょっとと言われたんだけれども、「都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域」だといふことで、整備が進んでいるところと進んでいないところがあるというふうにおつしやっていた。

先ほど 穀田先生は、ターミナル駅でかなり乗降客が多いのに指定されていないと言われましたけれども、私の千葉県では、千葉市に三地域指定されて、もう一つ、柏駅周辺が指定されているんですね。ところが、JR千葉駅周辺は確かに帰宅困難者は出てくるけれども、もう一つ、蘇我駅周辺と千葉みなと駅周辺というのが二つ指定されています。ここで帰宅困難者なんかまず出てきませんよ、まだそんなに整備されていないんだから、これから都市をつくつていこうという地域ですの。逆に言えば 千葉県内だつたら、松戸駅とか船橋駅とか津田沼駅とか海浜幕張駅。海浜幕張はメセセもありますし野球場もあります。そういうところの指定の方が必要なのに、先ほど穀田先生が言われたように、そういう大事なところが指定されていない。

今後、政令で指定は可能だと。それだったら、そういう地域が大事なんですよということをこの法案をつくる際になぜ出さなかつたのかと、非常に疑問なんです。後でできますよと言ふんだつたけれども、私どもとの目的、こういう目的を持つて法律を改正しようとしているのに、ちょっと違つたじゃないかと思うんですね。そこはどうですか。

○富田委員 そのように考えております。

○加藤政府参考人 それで、JR東日本が最大の協力者になると思うんですが、ただ、この二百駅とか三十駅は公表できないのかというふうに担当者に聞きましたら、まだ地元との調整が済んでいないので、現段階では公表できませんということでした。

この二百駅とか三十駅を中心に、今この法案で考へておられる協議会をつくつていくという方が実効性があるんぢやないでしょうか。逆に、こういう地域指定をさせていただく、見直しをさせていただくということで対応させていただきたいと思っております。

先ほども御答弁させていただきましたが、緊急整備地域の要件を満たすようなどころについては、地元の公共団体の皆さんともよく相談をして地域指定をさせていただく、見直しをさせていただくということで対応させていただきたいと思っております。

○富田委員 今のとおり、やはり穀田先生がさつき指摘されていましたようにだめだと思ふんです。整備地域の要件を満たさなきや指定しないとなると、本当に帰宅困難者が発生するところが全く白紙状態になつちりますよ。

JR東日本が、三・一の震災の際、シャツターを閉めてしまつた。先ほど穀田先生から指摘がありました。

JRの方でも反省されて、先週、我が党の首都直下の対策本部に、JR東日本が説明に来てくれたんですねけれども、駅の一時滞在場所の提供を検討していると。東京三十キロメートル圏内各駅において、一時的にお待ちいただくスペースを提供したいということで、駅のスペースや誘導方法の検討結果は、約三百駅でスペースを提供できるといふふうに報告がありました。この近辺だと、新大久保とか御茶ノ水というのは、駅構内が非常に狭いのでスペースを提供できないけれども、トイレや公衆電話は最大限提供させてもらうというような報告もありました。

また、主要ターミナル駅へ備蓄品をちゃんと配備する。主要ターミナル駅、約三十駅に配備す

ましたけれども、東京都の各区はいろいろ取り組みをしているけれども、いろいろ問題点を抱えている。その中で、報道ベースですが、こんな指摘がありました。

非在住在勤者に区民用の備蓄した食料や毛布を本当に提供していいんだろうか、本来は区民のために備蓄していたものなのに提供していいのか、さらに大きな震害があつたときに、帰宅困難者に提供してしまつて、区民のために使えなくなるんじゃないかというような心配をされている区もあります。

また、区の方からいろいろ事業者に協力を求めて、本来、企業は一時滞在者を受け入れたい気持ちがあるけれども、特に帰宅困難者が受け入れた社内とか事業所内でけがをした場合とか、それを誰が面倒見てくれるんだ。そういうこととちゅうちょして、なかなか協定が結べないというような指摘もありました。

こういうことについては、国交省としてはどんなふうな対応を考えているんでしょう。○吉田副大臣 本当に委員御指摘のとおりでして、いざそのときにはどうするのか。こうしてあげたい気持ちもやまやまだけれども、それは誰のものなのか、それはどうなのかなと。例えば、この震災のときに、あるホテルは全部宴会場を開いて、ある食べ物を出して、毛布を全部出した。私、当時、災害対策特別委員長をやっておりましたので、先生、そのことを国にちゃんと報告、褒めてやつてくださいよと。言いましたけれども、それはやはりホテル側からしたら、いや、知っている人は来てもらつてもいいけれども、公にして、わざとあふれてくると困るというふうな問題でございます。

今御指摘されましたように、区民用の備蓄物資の非在住在勤者の提供の可否とか、帰宅困難者に被害が生じた等の補償や責任問題については、正直申し上げまして、簡単に解決できる問題であるとは考えられません。ですから、これらの問題

につきましても、これから、国も参画した本法につけても、これが協議会において十分な議論を重ね、解決策を探つてまいりたいというお答えしか今のところ申し上げることはできません。

認識、問題意識は共通している、そういうふうにお答えをさせていただきたいと思います。

○富田委員 今副大臣がおつしやるとおり、簡単に解決できないと思うのですが、どうやつて各事業所の協力を得ていくかというのは、地方自治体に任せらるんじゃなくて、國も積極的に関与していく必要があると思うんですね。

そういう意味では、森ビルの報道がいろいろな報道機関でされていますが、かなり積極的な取り組みをされている。スペースを提供して、備蓄品も、例えば非常食十万食、簡易トイレ十二万枚、地下倉庫四カ所に五千人が三日間いられるよ

うに備蓄しているというような報道もあります。こういった協力的な業者さんもいるし、どういった形でこういう協力が可能なのかという情報提供も國の方から、各自治体と協力して事業者の皆さんにする必要がありますが、そのためにはどんなんふうに考えているんでしょうか。

○吉田副大臣 六本木ヒルズのエリア内につきま

しては、今委員御指摘のとおり、帰宅困難者向けて、さまざまな準備をされているとお聞きをしております。これは広く流布されているところでございますし、今回の地震発生後にも、比較的円滑にこれらに対応がなされたとも報告を受けています。

○吉田副大臣 ぜひよろしくお願ひします。最後に、日本版シェークアウトについてちょっとお尋ねしたいんです。

何回か前のこの委員会で、震災の際の、釜石の奇跡の一端をちょっと御紹介させていただきま

す。

まさに備蓄しているというふうに思つております。の考え方を含めて、今先生御指摘のとおり、民間の先進事例という先進で終わらずに、これが当たりになるような方向を私どもも検討していかなければならぬ、そういうふうに思つております。

企業及び行政機関が取り組むべき基本事項としての考え方を含めて、今先生御指摘のとおり、民間の先進事例という先進で終わらずに、これが当たりになるような方向を私どもも検討していかなければならぬ、そういうふうに思つております。

○吉田副大臣 三月九日に日本版シェークアウトが実施されたということ、やはり一度やってみた方がいいと思います。

実は、私も、地元の事務所のあるところの地域防災リーダーの講習を受けておりまして、一応そういう証書もいただいております。消防器の使い方一つとっても、やるとやらないのと大きな違ひがございます。

今委員御指摘のとおり、実際なされたシェークアウト訓練、これらのことがどういうふうになされていき、結果としてどうだつたのか、子細に私も一つつとつも、やるとやらないのと大きな違ひがござります。

同じ時刻に、統一した地震シナリオに基づいて、ドロップ、カバー、ホールド・オンという、身の安全を守るために短時間の統一行動をやろうということで、口サンゼルスで二〇〇八年に始まった新しい形の地震防災訓練のようですが、首都直下の場合は、同じときいろいろな状況が考えられるわけですから、今自分がいるところでの訓練というのをきちんとしておかないと、ある地域で単発で訓練をしても、それがそのまま機能するかどうかというのは非常に疑問だと思うんです。

うのはなかなか意義があると思いますし、実際に三月九日に千代田区で実施され、二万五千四百四十一名が参加したというふうに報告もあります。これにもう少し国交省の方としても取り組まれて、現実にどういう訓練でどんな形の取り組みがあつたのかというのも調査されて、帰宅困難者対策協議会の方でも出ていましたけれども、ぜひここでリーダーシップを持つてやつていくといふのも必要じゃないかと思つんです。

最後に、それに対する御意見を聞いて、終わりたいと思います。

○吉田副大臣 三月九日に日本版シェークアウトが実施されたということ、やはり一度やってみた方がいいかに大事か。

実は、私も、地元の事務所のあるところの地域防災リーダーの講習を受けておりまして、一応そういう証書もいただいております。消防器の使い方一つとっても、やるとやらないのと大きな違ひがござります。

今委員御指摘のとおり、実際なされたシェークアウト訓練、これらのことがどういうふうになされていき、結果としてどうだつたのか、子細に私も一つつとつも、やるとやらないのと大きな違ひがござります。

同じ時刻に、統一した地震シナリオに基づいて、ドロップ、カバー、ホールド・オンという、身の安全を守るために短時間の統一行動をやろうということで、口サンゼルスで二〇〇八年に始まった新しい形の地震防災訓練のようですが、首都直下の場合は、同じときいろいろな状況が考えられるわけですから、今自分がいるところでの訓練というのをきちんとしておかないと、ある地域で単発で訓練をしても、それがそのまま機能するかどうかというのは非常に疑問だと思うんです。

○吉田委員 終わります。ありがとうございます。

○小宮山(泰)委員長代理 次に、黒田雄君。

○黒田委員 民主党的黒田雄でございます。今回、質問をさせていただく機会をいただきました。本委員会では初めて質問をさせていただきま

というふうに思います。

それでは、まず初めに、防災基本計画に基づく地域防災計画と本法案との関係についてお伺いをしたいと思います。

我が国では、地震は、全国どこでも、いつ発生してもおかしくないというふうに思います。そして、全国各地で頻発する地震に対して、効果的、効率的な対策は極めて重要な取り組みであるというふうに思いますので、今回のこの法案の意義は極めて大きなものがある、こんなふうに思つております。

そこで、現在、防災計画の枠組みは、災害対策基本法に基づいて防災基本計画が作成され、この計画に基づいて都道府県・市町村で地域防災計画がつくられ、その取り組みが実施されているところあります。昨年の東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画に既に位置づけられ、さまざまな取り組みが地方公共団体でも始まっているところあります。

そこで、これらの防災基本計画や地域防災計画による帰宅困難者などの防災対策と、本法案において、人口・機能集積エリアにおける帰宅困難者対策などの防災対策の関係がどのようになつてゐるのか、まずはお伺いをしたいと思います。

○津島大臣政務官　お答えを申し上げたいと思います。

災害対策基本法に基づく地域防災計画は、同法に基づく防災基本計画に基づいて作成されまして、当該地域全体における災害予防、災害応急対策、そしてまた災害復旧等に関する事項を内容とするものとなつております。

これに対し、本法案に基づく都市再生安全確保計画は、都市再生緊急整備地盤内の滞在者等の安全の確保を図るために作成されるものであります。

地域防災計画とは異なる点で、官民の連携によります都市再生緊急整備議会における検討の中で、各地域防災計画と照らし合わせまして、相互にそこが生じることがないよ

う、地方公共団体の協力も得ながら都市再生安全確保計画の作成を進めてまいりたい、こう考えております。

○黒田委員　ありがとうございます。

〔小宮山（泰）委員長代理退席、委員長着席〕

○黒田委員　ありがとうございます。
地方公共団体でも、地域防災計画、具体的に取り組みが進められているところですが、その一体的な取り組み、連携が重要になつてくると、いうふうに思つますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

次に、都市再生緊急整備地域についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正案では、先ほど来お話をありますように、全国で六十三の地域が指定されている都市再生緊急整備地域において、帰宅困難者対策を明記した都市再生安全確保計画を協議会が作成することができるというふうな規定になつております。

つまり、都市の滞在者の安全をしっかりと確保するための計画と準備をするということは極めて重要な話でありますけれども、先ほどの質問にもありましたように、できる規定。本来は、この重要性を考えれば、しっかりとこの計画を義務づけ、取り組みを強化する姿勢を示した方がよいのではないか、こんなふうに思ひます。その点について、ひとつ御見解をもう一度お伺いしたいというふうに思います。

また、この計画が作成された場合には特例措置が講じられることになつております。現在指定されている都市再生緊急整備地域以外の地域でも、あらかじめ対策を講じておいた方がよい地域も多々見受けられるのが実情だというふうに思ひます。

私は千葉県であり、先ほど富田議員の質問にもありましたように、千葉県で都市再生緊急整備地域に指定されているのは、千葉市で三つの地域、そして柏市で一つ、千葉県で四カ所という指定であります。

○黒田委員　ありがとうございます。

○黒田委員　ありがとうございます。

ミナル駅、まさに帰宅困難者が懸念をされるようないかと、いうのが現状であります。このようないかと、政府としてこの点についてどう対応していくおつもりなのか、お答えをお聞きたいと思います。

○加藤政府参考人　まず、義務づけをすべきではないかと、いうお尋ねでございますが、これにつきましては、既に東日本大震災の前から、新宿とか東京駅といった地域単位で、防災対策のために任意の協議会等が複数設けられております。そこで、この改正案では、先ほど来お話をありますように、全国で六十三の地域が指定されている都市再生緊急整備地域において、帰宅困難者対策を明記するための計画と準備をするということは極めて重要な規定でありますけれども、先ほどの質問にもありましたように、できる規定。本来は、この重要性を考えれば、しっかりとこの計画を義務づけ、取り組みを強化する姿勢を示した方がよいのではないか、こんなふうに思ひます。その点について、ひとつ御見解をもう一度お伺いしたいというふうに思います。

また、もう一点、本法案の対象とならない地域においてもそうした取り組みが今後進められるべきではないか、どうするのだというお尋ねであつたろうと思いますが、そうした本法案の対象となる地域におきましても、今回の法案による官民連携の協議会ですとか計画作成の仕組みを参考としていただきながら、公共団体を中心として対策を講じていただくことも期待をしております。

こうした大規模災害時における支援として、まず、安全な経路を確保し、混乱を回避するためには、正確な情報提供のシステムと安全に誘導する仕組みが重要であるというふうに思います。また、家族の安否確認情報は、帰宅者にとりましては、安全なルートの確保など、多くの点で困難が伴います。

また、もう一点、本法案の対象とならない地域においてもそうした取り組みが今後進められるべきではないか、どうするのだというお尋ねであつたろうと思いますが、そうした本法案の対象となる地域におきましても、今回の法案による官民連携の協議会ですとか計画作成の仕組みを参考としていただきながら、公共団体を中心として対策を講じていただくことも期待をしております。

この際には、社会資本整備総合交付金を活用して、各種の支援を講じていただきたいというふうに考えておりましても、まだ家族にとりましては、一番必要な情報であらうというふうに思ひます。

これら情報提供の体制、そしてまた安全な誘導についてどのように取り組んでいくかとしておられるのか、お伺いをしたいと思います。またさるに、帰宅者が必要な水や食料などの、具体的な支援する仕組みについて、対応策をお聞かせいた

ますけれども、そこはしつかり指導性を發揮していただきまして、具体的に取り組んでいただけるよう働きかけていただければというふうに思います。

○黒田委員　ありがとうございます。

○黒田委員　ありがとうございます。

まず、帰宅困難者への情報提供、安否確認を含んだ支援についてお伺いをいたします。

昨年の東日本大震災の際には、首都圏において多くの避難者、帰宅困難者が発生しました。主まいましたけれども、帰宅困難者対策については、平成二十三年十二月に改定されました防災基要なターミナル駅周辺では大きな混乱となつてしまつたことを、この改定案では、この点についてどう対応していくおつもりなのか、お答えをお聞きたいと思います。

また、首都圏において交通機関の多くが利用できなくななり、自宅まで徒歩で帰宅しようとした人たちが多くあふれました。しかし、都心まで長距離通勤通学をしている人たちにとりましては、徒歩で帰宅をする場合、水や食料、トイレや休憩場所、安全なルートの確保など、多くの点で困難が伴います。

こうした大規模災害時における支援として、まず、安全な経路を確保し、混乱を回避するためには、正確な情報提供のシステムと安全に誘導する仕組みが重要であるというふうに思います。また、家族の安否確認情報は、帰宅者にとりましては、安全なルートの確保など、多くの点で困難が伴います。

だきたいと思います。

○加藤政府参考人 お答えいたします。

ただいま先生、大規模災害時において情報の重要性を御指摘いたしましたが、非常に重要な要件として、家族の安否確認なんかも非常に重要な要件です。何かというようなお尋ねであったと思いますが、今回提案させていただいている都市再生安全確保計画の中では、ハード、ソフト両面にわたる取り組みを盛り込むことができるというようにしております。

その中で、例えばでございますが、帰宅困難者となつた方々への家族の安否確認を可能な限りでできるようにするために、携帯電話から災害用伝言板へのアクセスが容易になるような地域の無線LANの整備等を行うといった取り組みも一部の地域で検討されているところでございます。また、こうした取り組みを行う情報通信事業者にも本法案に基づく都市再生安全確保計画の作成に参画をしていただきまして、安否確認等のための情報通信基盤の整備を図つてまいりたいというふうに考えております。

また、避難経路あるいは避難施設への誘導、また備蓄倉庫はどうするのかというお尋ねがございましたが、これは、今回設けます都市再生安全確保計画の中で官民が一堂に会していろいろ協議をしてお決めいただく、それを各実施主体が責任を持って実行に移していくなど、そのための訓練も行うということで、内容の充実を図ると同時に、いざというときに備えておきたいというふうに考えております。

○黒田委員 先ほども安否確認の質問が出ましたが、昨年の東日本大震災、そして想定される首都直下型大震災、まさに昨年の震災以上の混乱が予想されるわけあります。携帯電話も通信手段も断られた昨年のあの状況をしつかり教訓にしながら、具体的に情報提供のあり方について取り組む方針についてはお示しをいただきましたけれども、どのような方法をもつてその情報が得られるのかというところも広く周知徹底を図る必要がある

るというふうに思いますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

東日本大震災では、多くの高齢者や子供たち、そしてまた障害を持つた、ハンディを持つた皆さんが津波から逃げおくれて犠牲になりました。首先

都直下地震のような大規模地震時におけるターミナル駅周辺の安全の確保に当たつても、高齢者や子供、そして障害を持つた皆さん、まさに災害弱者が取り残され犠牲になることがないように、手段の配慮が必要だというふうに思います。

今回の都市再生特別措置法の改正では、その点についてどのような具体的な配慮がなされるのか。先ほど、これから協議会でも検討していくところがあつたところでありますけれども、これは具体的に取り組んでいかなければいけない重要な問題だというふうに思います。

また一方では、帰宅困難者の家族にも、子供や高齢者、障害者といった支援を必要とする災害弱者の存在があります。その皆さんにとって、やはりそれも同時に心配なところであると思いま

す。昨年の東日本大震災の際にも、子供たちは、保護者と連絡もとれず、保育所や学校に取り残され、親は帰宅困難で家族のもとには戻れず、連絡もとれなかつたという事例をよく耳にします。

そのような意味で、帰宅困難者の家族もある

災害弱者対策、こちらの視点も重要であるとい

うふうに思いますが、その点についてどのようにお考えになるか、お聞かせをいただきたいと

思います。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

災害対策全般については、先ほども内閣府の防

災担当の方から御答弁があつたとおりでございま

す。昨年の東日本大震災の際にも、子供たちは、

保護者と連絡もとれず、保育所や学校に取り残さ

れ、親は帰宅困難で家族のもとには戻れず、連絡

もとれなかつたという事例をよく耳にします。

そのような意味で、帰宅困難者の家族もある

災害弱者対策、こちらの視点も重要であるとい

うふうに思いますが、その点についてどのようにお考えになるか、お聞かせをいただきたいと

思います。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

災害対策全般については、先ほども内閣府の防

災担当の方から御答弁があつたとおりでございま

す。昨年の東日本大震災の際にも、子供たちは、

保護者と連絡もとれず、保育所や学校に取り残さ

れ、親は帰宅困難で家族のもとには戻れず、連絡

もとれなかつたという事例をよく耳にします。

そのような意味で、帰宅困難者の家族もある

というふうに考えております。

今回の法案の中で申し上げますと、今回作成いたします都市再生安全確保計画においては、高齢者等に配慮した適切な退避スペースを確保する、あるいはパリアフリーにも配慮した退避スペースへの誘導を検討する、また、これも御指摘いたしましたが、小さなお子さん、乳児ですとか高齢者に配慮した備蓄物資、備蓄物資も、どういうもの用意するか、どのくらい用意するかといったことも含めてございますが、そうしたことでも、

これに応じて丁寧な計画づくりと実行に努めていきたいというふうに考えております。

○長谷川政府参考人 ただいまの御質問のうち、帰宅困難者の残された家族の方の問題でございま

すけれども、お答えさせていただきたいと思いま

す。

都市ターミナル駅周辺の帰宅困難者の安全確保のために、今回、この改正案では、オフィスビルのロビーなどを活用して帰宅困難者向けの退避施設を確保するということになつております。一方で、災害対策基本法による地域防災計画でも、小学校などを活用した避難所が定められております。

次に、退避施設と避難所の関係についてお尋ねをしたいと思います。

都市ターミナル駅周辺の帰宅困難者の安全確保

のためには、オフィスビルのロビーなどを活用して帰宅困難者向けの退避施設を確保するということになつております。一方で、災害対策基本法による地域防災計画でも、小学校などを活用した避難所が定められております。

首都直下地震のような大きな地震災害が想定される中、当然、そのような災害時には、地域住民の皆さんも避難所に避難をしていく。帰宅困難者の皆さんは、実際、地域住民のが帰宅困難者も都市にあふれ、実際、地域住民のが帰宅困難者なのか、その区別が現実にはなかなかつかないんじゃないかなというふうに思います。

そこでお尋ねしたいと思いませんけれども、退避施設と避難所との関係がどのようになつていて、そこをどう整理して誘導していくのか。また、退避施設には水や食料などの物資を備蓄する備蓄倉庫も必要になると思いますが、これらの整備についてどのように進めていかれるのか。既存の施設では具体的に備蓄倉庫をどのように確保しようとしておられるのか。そういう点についてお聞きかけをいただきたいと思います。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

例えば、災害時の子供の安全確保につきましては学校等とあらかじめ確認しておくとか、それから、援護が必要な高齢者につきましては、近所づき合いを大事にして周りの方々の支援をお願いしておとか、さらには、家族がけがをしたりする

要因を減らすために、自宅の耐震化をするとか、そう

いった自助あるいは共助の取り組みが大変大事と考えております。私は、私どもとしましても、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○黒田委員 災害弱者に対する取り組みでありますけれども、まさに混乱している中での対応になりますので、そこはきめの細かい配慮をぜひしていただければというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

まず、避難所でございますが、地域防災計画の中で定められております避難所は、当該地域の住民を中心として地域全体に必要なものとして計画をされております。一方で、この法律に基づきま

す都市再生安全確保計画を活用いたしまして確保いたします退避施設は、緊急整備地域内の滞在者

等を対象に計画されるものでございまして、それ等の性格を異にしているものでございます。ただ、いざという場合には、御指摘のように、地域防災計画で位置づけられた避難所と今回の計画の一時避難施設をどううまく運用していくかということが当然課題になつてこようかと思いまして、それらについても、あらかじめ、今回の安全確保計画の策定に当たつて参考していただくなつております。公共団体ともよく相談をしながら、計画内容を詰めていくことになるものと考えております。

備蓄倉庫についてお尋ねでございましたが、これについては、来年度の予算案に、ハード、ソフト両面の防災対策を実施するための補助に係る経費を計上しているということでございますが、それに加えて、備蓄倉庫の建築確認手続において特定行政の認定により容積率の緩和を行なう特例を設けておりまして、手続面あるいは予算面でも各種の支援措置を講じていきたいと考えております。

引き続き、必要な手当てについては、まずは実行状況を見ながら検討してまいりたいと思つております。

○黒野委員質疑時間が終了したということでございまので、これで質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○田中委員長 次に、田中康夫君。

○田中(康)委員 国民新党・新党日本の田中康夫です。

今回の法律案というものは、まさに三・一一の東日本大震災を踏まえてであろうかと思います。冒頭、言わすもがなでござりますけれども、ハードだけを整備してもソフトが伴わねばなりませんし、また、ソフトだけがあつても、そこにハードが伴わねばならないと思います。このソフトとハードという関係は、ある意味では非常にこれのようなものなのではないか。

よく思いますのが、災害と一見離れるように聞こえるかもしませんが、英語とか米語という言

葉がございます。ベトナム、あるいは日本も、戦争に敗北、ベトナムは戦争に勝ったわけでございますので、それらについても、あらかじめ、今回の安全確保計画の策定に当たつて参考していただくなつております。公共団体ともよく相談をしながら、計画内容を詰めていくことになるものと考えております。

備蓄倉庫についてお尋ねでございましたが、これについては、来年度の予算案に、ハード、ソフト両面の防災対策を実施するための補助に係る経費を計上しているということでございますが、それに加えて、備蓄倉庫の建築確認手続において特定行政の認定により容積率の緩和を行なう特例を設けておりまして、手続面あるいは予算面でも各種の支援措置を講じていきたいと考えております。

引き続き、必要な手当てについては、まずは実行状況を見ながら検討してまいりたいと思つております。

○黒野委員質疑時間が終了したということでございまので、これで質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○田中(康)委員 次に、田中康夫君。

○田中(康)委員 国民新党・新党日本の田中康夫です。

今回の法律案というものは、まさに三・一一の東日本大震災を踏まえてであろうかと思います。冒頭、言わすもがなでござりますけれども、ハードだけを整備してもソフトが伴わねばなりませんし、また、ソフトだけがあつても、そこにハードが伴わねばならないと思います。このソフトとハードという関係は、ある意味では非常にこれのようなものなのではないか。

よく思いますのが、災害と一見離れるように聞こえるかもしませんが、英語とか米語という言葉がございます。

こうした点で、今回の法律の中では、大規模なビルの所有者やテナント等の中に協議会のようなものを設けて、一旦緩急の際に迅速に対応していくことがあります。この中で、まず最初に、副大臣がお越しでいらっしゃると思いますのでお伺いをいたしたいと思いますが、消防団のよなうな自主的な防災組織。

阪神・淡路大震災は、五時四十六分という、夜勤の方以外の多くの方は御自宅で過ごされていたので、全員が無事だったあるいはたんすの下で息子は下敷きだ、息絶えた、しかし、向かい側のひとり暮らしの足の不自由なおばあちゃんを助けねばと、これは誰に命ぜられたわけでもなく動かれたんだと思います。

同時に、これがもし阪神・淡路大震災が、例えれば七時半というような一時間半ほど後に起きていれば、御主人は満員電車の中、お嬢さんは通学のバスの中、奥様は家で朝食の後片づけをしてテレビを見ている。先ほど来御質問があるように、自分たちの集落の中の家族というユニットが無事です。あつたということがわかれば、その横の見知らぬ方を助けることもできます。しかし、家族が無事であるかどうかがわからねば、横に血を流していくらっしゃる方がいても、私たちがあらん限りの誠心をもつて手助けするというのはなかなか難しかろうと思います。

今回の東日本大震災というものは、十四時四十分という社会的活動が盛んな時間でありました

争に敗北、ベトナムは戦争に勝ったわけでございますが、多くの方が亡くなられたわけです。その地では今、英語の映画でありましたり英語の音楽が流れている。ですから、言語というものの、あるいは人的なものは、ソフトのように見えるかもしれません、これは結果として、最もその国が理解される、あるいは理解させるというハードなものが、多かれ少なかれあります。ベトナム、あるいは日本も、戦争に敗北、ベトナムは戦争に勝ったわけでございますが、多くの支援が行われたかと思ひます。

そういたしますと、東京だけでなくこうした中核都市のような場所でも、職住が離れているといふ中において、この協議会というものがより機動的に、有機的に動く上では、今申し上げたような消防団的な発想。

無論、例えば京王電鉄というのは、先日も、三十秒間電車をとめる。逆に言えば、京王電鉄といふのはふだんから大変すぐれた会社で、雪のときにも、副大臣がお越しでいらっしゃると思うのでお伺いをいたしたいと思いますが、消防団のよなうな自主的な防災組織。

阪神・淡路大震災は、五時四十六分という、夜勤の方以外の多くの方は御自宅で過ごされていたので、全員が無事だったあるいはたんすの下で息子は下敷きだ、息絶えた、しかし、向かい側のひとり暮らしの足の不自由なおばあちゃんを助けねばと、これは誰に命ぜられたわけでもなく動かれたんだと思います。

同時に、これがもし阪神・淡路大震災が、例えれば七時半というような一時間半ほど後に起きていれば、御主人は満員電車の中、お嬢さんは通学のバスの中、奥様は家で朝食の後片づけをしてテレビを見ている。先ほど来御質問があるように、自分たちの集落の中の家族というユニットが無事です。あつたということがわかれば、その横の見知らぬ方を助けることもできます。しかし、家族が無事であるかどうかがわからねば、横に血を流していくらっしゃる方がいても、私たちがあらん限りの誠心をもつて手助けするというのはなかなか難しかろうと思います。

今回の東日本大震災というものは、十四時四十分という社会的活動が盛んな時間でありました

が、しかし、そこにはやはり、消防団であつたり駐在所であつたり郵便局であつたり、誰に命ぜら

れるわけではなく、集落や家族というものを一緒に守つていこうという組織が職住近接であつたからこそ、あの中で多くの支援が行われたかと思ひます。

そういたしますと、東京だけでなくこうした中核都市のような場所でも、職住が離れているといふ中において、この協議会というものがより機動的に、有機的に動く上では、今申し上げたような消防団的な発想。

無論、例えば京王電鉄というのは、先日も、三十秒間電車をとめる。逆に言えば、京王電鉄といふのはふだんから大変すぐれた会社で、雪のときにも、副大臣がお越しでいらっしゃると思うのでお伺いをいたしたいと思いますが、消防団のよなうな自主的な防災組織。

阪神・淡路大震災は、五時四十六分という、夜勤の方以外の多くの方は御自宅で過ごされていたので、全員が無事だったあるいはたんすの下で息子は下敷きだ、息絶えた、しかし、向かい側のひとり暮らしの足の不自由なおばあちゃんを助けねばと、これは誰に命ぜられたわけでもなく動かれたんだと思います。

同時に、これがもし阪神・淡路大震災が、例えれば七時半というような一時間半ほど後に起きていれば、御主人は満員電車の中、お嬢さんは通学のバスの中、奥様は家で朝食の後片づけをしてテレビを見ている。先ほど来御質問があるように、自分たちの集落の中の家族というユニットが無事です。あつたということがわかれば、その横の見知らぬ方を助けることもできます。しかし、家族が無事であるかどうかがわからねば、横に血を流していくらっしゃる方がいても、私たちがあらん限りの誠心をもつて手助けするというのはなかなか難しかろうと思います。

今回の東日本大震災というものは、十四時四十分という社会的活動が盛んな時間でありました

統いて、都市再生緊急整備地域というものに關して。

当面、この法案の対象という形でございます。しかし、全国を見れば、今申し上げたように、人口がふえてきてる場所というもの、あるいは、遠隔地から通勤をしている場所というのが個々あるわけでござりますので、この整備地域以外にもどのような工程表で広げていくかというような点に関して、具体的にお考えがあるのであればお聞かせください。

○加藤政府参考人 お答えいたします。

今回の法案は、都市再生緊急整備地域の中での帰宅困難者対策を対象としておりますけれども、この枠組み、考え方をまず緊急整備地域で確立して、その成果をそれ以外のところにもいろいろ広げていきたいというふうに考えております。

具体的には、まず法案の形で御提案させていただいておりますが、これを受けた形で実際の都市再生安全確保計画を策定いたします。それ以外の地域にその内容とかつくり方とかいったこともお示しをすることによって、地方都市でも意欲的なところについては、これは公共団体が中心となつて取り組まれるということにならうかと思ひます。が、そうした中でも同じような考え方でぜひとも取り組んでいただきたいということで、いろいろ普及啓発を図つてしまいりたいと思います。

○田中(庶)委員 こうした問題というのは、やはりよい意味での政治主導でなければ、役所というのは、これは決して後ろ向きなのではなくて、きちんと地域住民の合意を得る、自治体の方々に自らつくつていただくという方で今まで日本は地域主権、地方分権という言葉が動いてきていますので、大臣、今、途中からお越しでいらっしゃいますが、私は、やはりこれは、まさにポイントの選定ではなく、面的に進めねばならないんじやないかと思うんですね。

同時に、このことは、手前みそでございます。

が、私は、山国で知事のときに、中山間地の集落に手巻き式のラジオと食べ物と毛布というようなものを置く。途中で道路が途絶する場合もござりますし、ラジオも電池が切れる場合がありますが、手動で電力をつくればそれでラジオが三十分聞ける。市町村の方々も財源に限りがございますので、こうしたものをしてこうしたこと

が、私が面的な展開になるということがございました。ですから、この点に関しては、国土交通行政の経験が豊富な前田大臣を初めとして、ぜひ積極的にお考えをいただきたいと思います。

こうした中で、再度局長の加藤さんにお聞きをいたしましたが、鉄道事業者というものをどういうふうにこの中で位置づけていくのか。今回の地震のときに、いささかタイラント的な都知事から叱責を受けて、鉄道事業者がいたく反省をしているというようなことも報じられてはおりますが、現実問題として、公共交通機関である鉄道事業者が、とりわけJR東日本の場合には多くの方から取り組みが指弾される形であつたわけですが、そこにはほとんど税金を使うわけでござります。今は、商売というのは、かつて丸井という会社がクレジット機能を入れたときに、欲しいものは今、お支払いは後でという言い方をしたわけですね。つまり、ゲット・ナウ・ペイ・レーダーと。

ところが、鉄道事業者というのはそういう支払いのサイトと逆なんですね。今は大分違う、例外も出てきているかもしませんが、基本的に世界でございます。ですから郊外に遊園地や野球場をつくるわけございまして、通勤客がないときには、逆に都心から日銭を使って行ってくれる方もいる。沿線住民の方というのは、今、クレジットカードもいっぱい使えばマイレージがたくさんついたりボイントがついてくるというが常

この協議会の場におきまして、鉄道事業者は、地方公共団体等の関係機関との連携のもとで、鉄道運行情報の提供ですか、避難訓練への参加、必要な物資の備蓄等、帰宅困難者対策に取り組んでいただことになるものと考えておりますが、国土交通省におきましても、鉄道事業者がそうした観点から帰宅困難者対策に取り組んでいたく

よう促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田中(庶)委員 英語にメンタリティという言葉とか、態度のアティテュードという単語がございますが、私は、法律が生きたものになる上でこれがとても大事だと思うんですね、その構成要員の。私に説法のような話でございます。先ほど、旧京王帝都、京王電鉄が、非常にコンシューマー・イン、利用者の側に立つた取り組みを従来からしているので雪のときにも定時運行ができるというお話をいたしましたが、一般的に鉄道というのは、敷くときにはほとんど税金を使うわけでござります。今は、商売というのは、かつて丸井という会社がクレジット機能を入れたときに、欲しいものは今、お支払いは後でという言い方をしたわけですね。つまり、ゲット・ナウ・ペイ・レーダーと。

ところが、鉄道事業者というのはそういう支払いのサイトと逆なんですね。今は大分違う、例外も出てきているかもしませんが、基本的に世界でございます。ですから郊外に遊園地や野球場をつくるわけございまして、通勤客がないときには、逆に都心から日銭を使って行ってくれる方もいる。沿線住民の方というのは、今、クレジットカードもいっぱい使えばマイレージがたくさんついたりボイントがついてくるというが常

れは、支払いのサイトという点で商習慣がほかの業種と逆なんですね。

同時に、駅前に自分の土地がございますから、駅前の、まさにおばあちゃんたちを相手にしていた市場という感じの商店ではなく、駅のビルの中に全部組み込んでしまってます。新自由主義的な顔の見えない数値至上主義ではなくて、顔や体温の見える社会、市場ではなく市場という点でいうと、ちょうど鉄道事業者というのは、個々の働いている方は立派な職人の方、マイスターがいらっしゃっても、経営としてはともすれば市場になります。

私は、支払いのサイトという点で商習慣がほかの業種と逆なんですね。

会社というものが、国の号令のもと、あるいは自治体の号令のもとに従うという法律が既にあるわけですから、鉄道事業者に関してもこの中でより拘束力のある形が必要でなかろうかとは思いました。この点、まず局長の方からお考えをお聞かせください。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

交通結節点周辺の滞留者の行動に大きな影響を与えるのは鉄道事業者さんであろうかと思つておられます。したがいまして、鉄道事業者につきましては、今回の協議会に参画していただく必要があることから、本法案においては、鉄道事業者を協議会の構成員に加えることができるとしておるところでございます。

同時に、もう一点お伺いいたしますが、駅なり

で滞留をしていた場合にどのような備蓄をするのか。

日本は、災害があつても店舗を焼き討ちにするなどということが絶えてないという、よい意味で慎み深い国民性ではあります。しかし、一方でそれは、サプライ・御存じのように、日本は、あの戦争も、実は戦闘行為で亡くなられた方よりも栄養失調という中で亡くなられた方が六割とか七割いらっしゃるわけで、これはロジスティクスといいうものが欠けていた。

今回もロジスティクスがどうだつたかということが多くの方から論評されているわけですから、この協議会をつくる、またこの法案を行う上において、備蓄庫の整備であつたり、あるいは必要な物資のロジスティクス、供給、まさに兵たんというものをどのようにしていくのかという点に関しては、かなり綿密な、机上の空論でないものを行ふ必要があるかと思いますが、この点に関しても、現時点での見解をお聞かせいただきたいと思います。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。
今回の都市再生安全確保計画の作成、計画に当たりまして予算で四億九千万の手当てをさせていただいておりますが、その中で、安全確保計画の計策定調査も対象となつてございます。

したがいまして、来街者の員数でありますとか、あるいは用向きですか、いろいろ、特殊事情というんでしようか、その地域特性に応じた形で、必要な備蓄の品目あるいは総量等々、備蓄場所も含めてございますが、変わつてこようかと思ひますので、そうした点が即地的に効果的なものとなるよう、計画の策定を支援するための予算措置もとつておりますので、それを各協議会の場で活用していくことを通じて、必要な手当で貢献できればと思つておるところでございます。

○田中(康)委員 この点は、理事に辻元さんもいらっしゃいますけれども、私もあの阪神・淡路のときに、四日後に入りましたので、水だけじゃなくて煮炊きができる、私は野菜を食べないと比較的口の中が口内炎になりがちなので、野菜ジュースをいっぱい東京から持つていつたりしたんですね。その後、家族が亡くなられても、歯を磨かなければ一人で元気が出ませんから、歯磨きであつたり、あるいは化粧水であつたり口紅というものを、いろいろ友人のつてをたどつて企業等から試供品をいただいたのでございます。

やはりこれも、現場に任せるだけではなくて、現場に、その意味でのマイスターの嗅覚、勘どころのある方がいらっしゃればよいと思うんです。そうでないと、非常に一律的な、いまだに乾パンみたいな話になつてきますのでね。

この点は、国土交通省というのは、一旦緩急あるときに、やはり阪神でも、あるいは今回の東北地方整備局にしても、非常にハードを扱つているように見える部署が、一人の人間として、人間のソフトとして何をするかということができるといふところがきめ細かだと思うんです。

そういたしますと、この点に関しても、先ほどお話をされた点を勘案していただければと思つております。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。
今回の鉄道事業者の例ではございませんが、ぜひそうした点を勘案していただければと思つております。

○前田(康)委員 お答え申し上げます。
この点は、外務省の方に緊急・人道支援課というのがあります。これらから、そこでお茶一杯だけ飲んでお帰りになる人が、日本が海外で何か災害があつたときにも支援するということで、外務省はハードの整備をされております。これは私は既に存じ上げておりますが、ちょっとこの点に関して、世界にどういう拠点を設けてどのような対応をしているのかをお話しいただければと思つります。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。
海外における大規模災害に迅速に対応するため、国際協力機構、JICAは、海外の三カ所、シンガポール、フランクフルト、マイアミにおきまして倉庫を用意しております。そこで、メント、スリーピングマット、毛布、発電機、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、プラスチックシートの八品目の緊急援助物資を備蓄しております。海外の大災害があつた場合に、この倉庫から送り出すということで対応をしております。

○田中(康)委員 ありがとうございます。
かつてはヨハネスブルクにもあつたわけでございます。これは、私が最初、参議院議員になつたときに、外務省の方に聞き取りをしたときに、ペルーでかつて大きな地震がございました。御存じのように、ペルーは日本から多くの方が移住され、そこで地道な歩きを固められ、そして親日的な国でございます。では、このときマイアミからどのような支援をしたのかというと、物資としてのハードは調つておるわけでございます。しかし、ここから、民間航空機にマイアミから載せて、ペルーのリマにおいてはJICAの方が現地で受け取る。これはやはり、私は、ビジブルな、目に見える変化になりにくいんだと思うんです。

皆さん御記憶があられると思いますけれども、モンゴルの副首相が飛行機で閑空にいらっしゃつて、多くの毛布を置かれた。被災地にも訪れて直接受け取る。これはやはり、私は、ビジブルな、目に見える変化になりにくいんだと思うんです。

○前田(康)委員 田中議員の、阪神震災におけるボランティアとしての、あの状況の中での体験、さらには知事さんとしての議論をお聞きいたしまして、まさしくこの法律を通じて、これは第一歩として、まさにこの法律を通じて、これは第一歩と言つていいのかなという感じがいたしております。銳意これをまたフォローして、いいものにしていきたいと思います。

○前田(康)委員 田中議員の、阪神震災におけるボランティアとしての、あの状況の中での体験、さらには知事さんとしての議論をお聞きいたしまして、まさにこの法律を通じて、これは第一歩と言つていいのかなという感じがいたしております。銳意これをまたフォローして、いいものにしていきたいと思います。

○前田(康)委員 田中議員の、阪神震災におけるボランティアとしての、あの状況の中での体験、さらには知事さんとしての議論をお聞きいたしまして、まさにこの法律を通じて、これは第一歩と言つていいのかなという感じがいたしております。銳意これをまたフォローして、いいものにしていきたいと思います。

私は、そのペルーのときに思いましたのは、物資を送るだけでなく、よい意味で日本はサンダーバード隊のような形で、あのとき、チチカカ湖への世界遺産の道路も壊れた、水道が壊れた。日本である意味では青息吐息の地域の土木建設業の方々を日本の専用機で乗せていつ、二週間で道路が直る、一週間で水道が直るという形があれば、その後、巨大な予算でODAを進めるという形も、より理解をされることなんだろうと思うんですね。それが非常に大きな効果を果たしました。ポンプも、もちろんでかい能力を持つているのもあるんですが、現地の情報を踏まえて、ホースを人力で移動させる、そういうポンプ車でないとなかなか役に立たないよと。その人力で動かし得る最大のポンプ車を持ち込んだところ、十台で一時間に二十五メートルのブールを排出するという能

私は思つております。

これは国内でありますから、より機動的にできるかと思いますが、ぜひこうした、先ほど言つた市場でなく市場の意識というものを持つていただきたいです。

そのほかにもいろいろ申し上げたいことがあります。

以上です。

○伴野委員長 次に、中島隆利君。

○中島(隆)委員 社会民主党の中島隆利です。

最初に、本法案と災害対策基本法など災害対策関係の他の法律との関連についてお尋ねをいたします。

東日本大震災の際、首都圏で起きた大規模な帰宅困難者の問題を踏まえますと、今後予想される首都直下地震などへの対応策を早急に確立すべきであると思います。ただし、災害対策としては、災害対策基本法が既に存在をいたします。本法案では、支援措置の対象になるのが都市再生緊急整備地域に指定された六十三地域に限定されています。災害対策基本法の枠組みを使えば、対象も広がり、あるいは地域防災計画の中に都市部の安全確保の仕組みを組み込むことも可能であったのではないかというふうに思います。

なぜ都市再生特措法のスキームを使うことになつたのか、災害対策基本法との関連はどうなのか、まずお尋ねをいたします。

○前田国務大臣 災害対策基本法に基づいて、各自治体において、地域にかかる防災計画である地域防災計画において、当該地方公共団体の住民の安全確保を中心とした防災対策というのをずっと進めてきたところであります。

一方、昨年のあの経験というのは、都市機能が集中的に集積している地域においては、その地域の存在する地方公共団体の地域以外から、要するに、お勤めであつたり買い物であつたり、その他もちろん、ビジネスもあるでしようし観光もあるでしょうし、そういう来街者といいますか、来訪者が多数存在しております。大震災が発生した場合の人的、物的被害というのは非常に甚大なものになるということになります。

ということで、都市再生特別措置法に基づくのは、都市再生特別措置法で指定しております六十三地域というのはもうまさしくそういつた北海道札幌から博多までの非常に集中的な地域というものを指定しているわけでございますから、そう

いたところにおいて、国や地域の民間事業者等も参画した協議会の枠組みを活用して、民間都市開発と連動した施設整備の対策を講じることが効果的である、このように判断して今般の改正に至つたわけであります。

なお、この法案に基づく都市再生安全確保計画と委員御指摘の地域防災計画との関係については、相互にそごが生じないように、調和したものとなるよう、安全確保計画の作成に関係地方公共団体が参画していただくことになつております。本法案の中に両計画間の調和規定も設けることにしております。

○中島(隆)委員 この問題については、先ほど来、各議員から指摘をされています。都市再生緊急整備地域の六十三地域だけではこういう災害には対応できないのではないか、こういう御指摘もあつて、やはり地域防災計画という全国的な災害対策があるわけでありますので、先ほどおつしやつたように、地方自治体、あるいは全ての企業、民間を含めて参加するということでありますので、幅広く、そしてまた、緊急に対応が必要なところについてはこの法案の中で対応できるよう、ひとつせひ努力をしていただきたいと思います。

さて、今回の法改正で、都市再生特措法の目的に、都市の防災に関する機能を確保することが新たに盛り込まれています。この改正点を見る限り、都市部の防災機能全般を網羅しているようになります。他方、都市再生安全確保計画の作成にかかる条文を見ますと、大規模な地震が発生した場合における滞在者の安全確保、要するに、地震災害に限定される対応になっています。

都市部におきましては、大規模地震は言うまでありませんが、昨年の台風十五号で、多くの帰宅困難者が都内の主要駅に滞留する事態が生じました。台風や集中豪雨でも、都市機能が大きく混乱します。

そこでお尋ねをいたしますが、今回の改正は、

地震以外の台風や集中豪雨といった災害にも対応できる仕組みになつているのかどうか。なつていないとすれば、地震以外の災害への対応も真剣に検討すべきではないかと思いますが、この点についていかがでしようか。

○前田国務大臣 中島先生御指摘のように、昨年の十五号台風のときにも大量の帰宅困難者が発生しました。このような災害発生時、台風等の場合、水害等の場合にも、避難スペースの適切な確保であつたり、あるいは備蓄倉庫の確保等も重要な役割があつたり、あるいは備蓄倉庫でのような災害に対しても有効に機能し得ることを期待しているところです。

ただし、洪水というのは、ある程度は発生が未然に予測できるわけですね。それに比べて地震としては、今のところ突然来るわけでございます。やはり地域防災計画という全国的な災害対策があるわけでありますので、先ほどおつしやつたように、地方自治体、あるいは全ての企業、民間を含めて参加するということではある防衛など事前対策が重要であり、地震における対策とは性格が異なる、こう考えておりまして、都市部の水害については、この法案による対策も含め、ハード、ソフト両面から、さらにいろいろな総合的な対応を考えているところでござります。

○中島(隆)委員 特に今の気候状況の中では台風災害も大変な災害が起こるわけでありまして、特に交通であります。私もこの十五号台風で経験しましたが、東京から新幹線で熊本まで帰る途中、鉄道が通行しない。こういう中で、駅の混雑というものが大変な状況を経験いたしました。そういう面では、地震だけではなく、こういう台風災害についても大変な交通困難者がいますので、こ

ういう台風についても十分対応していただきたいというふうに思います。

それから、昨年十二月に改定されました防災基本計画では、帰宅困難者対策として、むやみに移動を開始しないことを原則として掲げました。

京都と国、民間事業者などで構成する首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が三月九日に取りまとめられた中間報告でも、一斉帰宅の抑制方針が強く打ち出されています。そうしますと、企業あるいは事業者、あるいは駅、ターミナルなどに、帰宅困難者が長ければ数日間滞在することになります。民間の協力というのが不可欠であります。

東京都では、民間企業に対し、従業員の一斉帰宅抑制や、三日分の飲料水あるいは食料等の備蓄を努力義務とする条例案が既に議会に提出され、と伺っています。他方、協議会の実態調査では、三日分以上の飲料水・食料を備蓄している企業は全体の四割程度にとどまっているということであります。

今後、民間企業の意識改革も含めて強く協力を仰いでいく必要があると思いますが、そこで、国としても民間への協力要請を強めていくべきだと思います。この点についてどのような方針であるのか、お尋ねいたします。

○長谷川政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘ございました首都直下の帰宅困難者等対策協議会でござりますけれども、こちらでは、昨年の十一月に、今お話をございました、むやみに移動しないとの基本原則の徹底をということで、一斉帰宅抑制の基本方針という、二ページぐらいの方針を定めてございます。そして、この方針の中では、企業等は、原則として従業員等を事業所内にとどめておくこととし、そのため、三日分の物資の備蓄に努めていただくというようになります。

そして、これを具体化するために、今ほどの協議会が三月にまとめました中間報告では、事業所防災計画に事業所の施設内待機を明記することや、備蓄の目安、考え方など、企業などが実施していくことになつてござります。

そして、これをもとにいたしまして、経済団体に加入している企業などの御意見も伺いなっています。

そこで、今後、これをもとにいたしまして、経済団体に加入している企業などの御意見も伺いながら、事業所の帰宅困難者等対策に関するガイド

ラインを作成するということを考えてございました。このガイドラインを作成、周知することで、企業等の取り組みをまた一層促進していくようになります。

○中島(隆)委員

この問題について、先ほど菅原議員あるいは穀田議員からもありました。特に、この法案そのものが、できる規定という形で非常に緩やかであります。民間協力を求める場合には、やはり義務的な規定にすべきではないかといふ指摘がございました。特に、今後の民間協力については、意識の醸成等が非常に重要な要素だと思います。特に、今後の民間協力に対する要請あるいは意識醸成について、十分な対応が必要ではないかというふうに思います。

それから、今回の改正であります。都市再生安全確保施設に関する協定制度が創設されます。その対象として退避施設ですが、地域防災計画でも定められております避難所はどういうふうに違うのか、あるいはどのような施設が想定されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、民間の事業者やデパートなども対象になるという場合に、これらの施設も安全確保施設として公表されるのかどうか。それから、東日本大震災のときに帰宅困難者を受け入れた百貨店であっても、事前にそのような施設として公表することに対するちゅうちょという報道があります。お尋ねをいたします。

○加藤政府参考人 お答えいたします。

退避施設などについてのお尋ねでございますが、この退避施設は、大規模地震が発生した場合に避難者、帰宅困難者の安全を数日間確保するためのスペースでございまして、具体的には、民間事業者が所有するオフィスビル等のロビー等に設けられるものを想定しているところでございます。こうした退避施設につきましては、本法案に基

づきます都市再生安全確保計画に記載され、公表されることになつております。事前に退避施設の場所を周知し、円滑な退避の用に供することと努力してまいりたいというふうに考えております。

○中島(隆)委員

この問題について、備蓄についてのお尋ねがございましたが、必要な備蓄につきましては、公共団体が対策を講ずるということが基本であります。周知徹底がやはり非常に重要な要素だと思います。そこで、周知徹底が非常に重要な要素だと思います。

○久保政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、東日本大震災あるいは九月二十一日の台風十五号では、首都圏を含め多数の鉄道路線が運転を休止しまして、乗客、御利用されました。この東日本大震災等を教訓といたしまして、鉄道事業者とともに、大規模地震発生時ににおける首都圏鉄道の運転再開のあり方協議会を開催し、改善方策について取りまとめております。

具体的な改善方策としては、迅速かつ円滑な運転再開のため、駅間に停車した列車を、安全が確保できる場合は最寄り駅まで低速で移動させて、そこでお客さんおりていただく。あるいは、これが非常に問題になつたんですけれども、施設の点検、復旧がおくれたということで、交通規制が移動しないといった一斉帰宅抑制方針であることには十分理解できるわけであります。他方で強く期待されるのは、鉄道路線の早期運転再開です。

ところが、東日本大震災のときにも、都内でも最も早く運転再開された地下鉄銀座線に乗客が殺到し、再び運転を見合わせる、こういう状況がありました。台風十五号のときもそうであります。

運転が再開された路線の主要駅に乗客が殺到することは大変危険で、二次災害を引き起こす懸念があります。

JRや私鉄、地下鉄の各路線が連携をし、危険を伴わない形で運転を再開させ、パニックを避け

ることがどうしても必要であります。鉄道各社によつて災害からの運行再開の基準が異なつていて、なかなか難しいとの指摘もございます。

国交省は、大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会を設けまし

て、報告書を公表しているわけであります。が、今後とり得る対策について、簡潔に答弁を願いたいと思います。

○久保政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、東日本大震災あるいは九月二十一日の台風十五号では、首都圏を含め多数の鉄道路線が運転を休止しまして、乗客、御利用されました。この東日本大震災等を教訓といたしまして、鉄道事業者とともに、大規模地震発生時ににおける首都圏鉄道の運転再開のあり方協議会を開催し、改善方策について取りまとめております。具体的な改善方策としては、迅速かつ円滑な運転再開のため、駅間に停車した列車を、安全が確保できる場合は最寄り駅まで低速で移動させて、そこでお客さんおりていただく。あるいは、これが非常に問題になつたんですけれども、施設の点検、復旧がおくれたということで、交通規制が仮に行われた場合にも通行可能な緊急通行車両を増備する。また、可能な限り運行時間の延長を徹底を今後進めてまいりたいというふうに思つております。

○中島(隆)委員 次に、帰宅困難者への情報提供の問題であります。

これは、先ほど質問がございました。特に、一斉帰宅抑制方針をいたしますと、当然、共働きの家庭であれば保育所に預けた子供さんあるいは小學生の子供さん、あるいは自宅に要介護者がおられる方、こういう方々に対する、速やかに情報が確認される方法を求めるわけであります。先ほど

答弁ございました、携帯電話、通信も全く遮断をされる、こういうことの中での電源確保とかいろいろありましたけれども、この情報の提供、どのように対応するのか、もう一度詳しく御答弁願いたいと思います。

○長谷川政府参考人 今も御質問にございました

ように、一斉帰宅を抑制するということになりますと、発災時には、帰宅困難者の方に必要な情報を入手していただくということが大変大事でございます。とりわけ、家族等の安否確認、こういったことが速やかにできることが大変大事でございます。

○久保政府参考人 お答えいたします。

さるに、帰宅困難者が求めます情報というのは、それに限らずさまざまなもののがございます。こういったものにつきましては、どの程度役に立つか、いろいろ検討を要すると思いますけれども、例えば、防災行政無線のスピーカー、報道機関への広報を通じたテレビ、ラジオによる情報提供。あるいは、ホームページ、大型ビジョンとか、ワニセグ。それから、何かデジタルサイネージという電子掲示板があるそなんですけど、そういうふうに考えております。さらには、停電になつたときのことを考えますと、むしろ、例えば掲示板のようなアナログ的な媒体。こういったもので、あらゆる手段を通じて情報を提供していくのが大事かなと

いうふうに考えております。

そして、先ほどお答えしております帰宅困難者の協議会でござりますけれども、こちらの方では、こういった情報提供について、関係機関の間の役割分担、連携のあり方などについて今検討しております。今後、帰宅困難者等への情報提供に関するガイドラインについても取りまとめてまいりたいというふうに考えております。

○中島(隆)委員 時間が参りましたので、最後の質問、帰宅困難者への訓練等であります。これも先ほど来出来ました二月三日、東京でも一万人の参加でございましたし、その他の自治体でも今取り組まれています。この訓練にもぜひ国も積極的に参加をしていただき、特に、やはり防災というのをまず備えるための訓練が一番大事だと思いますので、国が積極的に参加をして支援をしていくように、よろしくお願ひしておきたいと思いま

す。

以上、終わります。

○伴野委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党的柿澤未途でございます。

今回の法改正は、昨年の震災で都心部における避難者と帰宅困難者が大量に発生したことから提案をされたものだというふうに思います。しかし、そもそも立法趣旨の違う都市再生特措法の改正案として提案されることに、いささか違和感を感じるところもござります。首都圏における帰宅困難者の発生は六百五十万人というふうに想定をされており、これだけの規模の帰宅困難者にはなかなか形で対応しようとして、独自の新法が必要であるように思われますし、また、そういう観点からの検討も震災以降進められたのではないかというふうに思うんです。

そもそも目的の違う都市再生特措法の法改正として今回法改正を提出するに至った、この理由は何であるかということをまず大臣に確認させていただきたいと思います。

○前田国務大臣 委員、また今までの議論の中でも御指摘がありましたように、地方公共団体においては、災害対策基本法に基づいて、当該地方公共団体の地域に係る防災計画である地域防災計画というもので、当該地方公共団体の住民の安全確保を中心とした防災対策を進めてきたところであります。

この災害対策基本法に示されている当該地方公共団体というのは自治体全体に対して網をかけてやっているわけでございますが、昨年のあの経験を踏まえて言うと、やはり交通の結節点である大都市といいますか、そういう非常に稠密に交通機関等も集中している結節点における帰宅困難者といたことであります。そういうふうに思いました。そこで、そこに例えば七千人が殺到した。こういうことではありますから、そこには設置されていたもので、都市再生特別措置法で都市のさらにつなぎます。

さしく、この都市再生特別措置法で都市のさらには高度の再生ということを目指していた地域とほぼダブつてまいります。そういう意味において、協議会等も設置されていたものですから、そこには去年の経験を踏まえて、もっと集中的な、しかも有効的な、効果的な対策をしたいということで、この法案の改正ということに至つたわけであります。

○柿澤委員 御答弁の趣旨は私も理解しないわけではありませんで、しかし、やはりこの都市再生特措法に基づく都市再生緊急整備地域、これを一つの帰宅困難者及び避難者対策に枠を広げる対象を広げる、こういうことを方策として選んだことによる若干のそごもあるようと思ふんであります。

もともと都市再生緊急整備地域というのは何のためにつくられたかといえば、世界の都市間競争を背景にして、都市の高度化を迅速に進めるための具体的なプロジェクトを対象として容積率の規制緩和等のインセンティブを付与する、そういうためにつくられたものだというふうに思いますが、これまでの仕組みを参考としていた、ながら、地方公共団体を中心として対策を講じていただくことも期待しております。

また、本法案の対象とならない地域におきましては、新たな地域指定は可能であります。地元地方公共団体の意向も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○柿澤委員 先ほど申し上げたとおり、一日当たりの乗降客数三百五十万人で、全国ランク第2位、大阪の梅田より多いんです。この池袋が緊急整備地域の対象から外れている。交通の結節点における帰宅困難者対策という点では大きな漏れが進行していかつた地域には、実は緊急整備地域の網がかかっていない、こういうところがあるんですね。

例えば、池袋がそうであるというふうに聞きました。駅別の乗降客数をランディングすると、池袋というのは、実は乗降客数三百五十万人で、新宿に次ぐ第二位だということであります。しかしこの観点での対策の必要性は、緊急整備地域と工

ります。しかし、これまでの問題もあつたようですが、飛ばさせていただきまして、次の質問に移ります。

今回の法案では、都市再生安全確保施設として、備蓄倉庫等の容積率の特例が盛り込まれております。一夜あるいは数日をしのぐため、毛布、水、食料、こうした物資を避難場所にストックしておこことは絶対的に必要だと思います。

しかし、イメージしてもらえばおわかりいただけますけれども、この点をどうクリアするのか。緊急整備地域を広げる、こういう対応になるのかどうか、確認をしておきたいというふうに思いました。そこで、そこに例えば七千人が殺到した。こういう場合、毛布も足りない、水も足りない。こういうときに、避難者に物資を配給するために一体誰がそれを決めて配るのか、処分権者は誰なのかと

いうことが問題になるんじゃなかというふうに思っています。

○津島大臣政務官 お答えを申し上げたいと思います。

本法律は、我が国の国際競争力強化の観点から都市再生を進めていく、これは今委員の御指摘のことありました。

大都市の交通結節点等において、震災発生時の避難者、帰宅困難者対策を強化することを意図しておりますが、現在、都市再生緊急整備地域に指定されていない地域におきましても、都市再生とあわせた避難者、帰宅困難者対策の必要性が高い場合は、新たな地域指定は可能であります。地元避難者、帰宅困難者対策を強化することを意図しておられます。そこで、新たに地域指定がなされると、都市再生を進めていく、これは今委員の御指摘のことあります。

また、本法案の対象とならない地域におきましては、新たな地域指定は可能であります。地元地方公共団体の意向も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○柿澤委員 先ほど申し上げたとおり、一日当たりの乗降客数三百五十万人で、全国ランク第2位、大阪の梅田より多いんです。この池袋が緊急整備地域の対象から外れている。交通の結節点における帰宅困難者対策という点では大きな漏れが進行していかつた地域には、実は緊急整備地域の網がかかっていない、こういうところがあるんですね。

例えば、池袋がそうであるというふうに聞きました。駅別の乗降客数をランディングすると、池袋というのは、実は乗降客数三百五十万人で、新宿に次ぐ第二位だということであります。しかしこの観点での対策の必要性は、緊急整備地域と工

ります。しかし、これまでの問題もあつたようですが、飛ばさせていただきまして、次の質問に移ります。

今回の法案では、都市再生安全確保施設として、備蓄倉庫等の容積率の特例が盛り込まれております。一夜あるいは数日をしのぐため、毛布、水、食料、こうした物資を避難場所にストックしておこことは絶対的に必要だと思います。

しかし、イメージしてもらえばおわかりいただけます。確認した上で、これを都市再生安全確保施設に位置づけるとともに、平時におきましては、この計画に基づき避難訓練を行なう予定にしておりますので、この訓練を通じて、いざというとき備蓄物資の配給等の判断者をまず確認しておきます。

このため、本法案に基づきまして、国や地方公共団体が構成員となつておられる都市再生緊急整備協議会において、あらかじめ、災害時、緊急時における備蓄物資の配給等の判断者をまず確認しておきます。

このため、本法案に基づきまして、国や地方公共団体が構成員となつておられる都市再生緊急整備協議会において、あらかじめ、災害時、緊急時における備蓄物資の配給等の判断者をまず確認しておきます。

と緊急時のイメージを持てて いるのかなと少し心配になつてくるわけです。

その点で、実は私は重要な御指摘をいただいたので、法案とちょっと離れますけれども、総務省

消防庁にお尋ねをしたいと思っております。

東京の港区、あるいは私の地元の江東区では、東京湾岸ベイエリアの海沿いに高層マンション群が今次々に建設をされています。この都市再生特措法のもともとのコンセプトの反映である、都心における容積率の緩和の成果物でもあろうかと思ひます。

こうした例えは四十階建ての高層マンションの住民は、首都直下型地震のときにはどうするのか。

高層マンションの管理組合等に聞きますと、広域の避難場所が至近距離にある以外の地域では、地震発生から七日間程度は自宅に残留するよう、今、自治体から指導されているようなんですね。また、首都直下型地震の被害想定では、電力復旧までにかかる時間は大体六日間というふうにされています。これは、震災を受けた最近の震度七という想定を反映していませんので、電力復旧にかかる時間は六日間よりもっと長くなる可能性もあります。

こういう中で、高層マンションで七日間、自宅残留をして生活を続けるためには、非常用自家発電を適切に利用しないといけない。さもなくば、エレベーターも動かない、食料の配給もできない、そして火災報知器も作動しない、水道ポンプも動かない、下水ポンプも動かないでの、水も出ないしトイレも使えない、こういうことになつてしまいかねません。

消防法では、高層住宅に非常用発電機の設置が義務づけられております。ところが、建物内に貯蔵できる発電燃料は、消防法十条の規定に基づいて、事実上、指定数量、軽油で一トン、A重油で二トン未満、こういうふうな量しか貯蔵できないようになつていています。これでは、非常用発電機をせいぜい四時間から七時間ぐらいしか稼働させることができないんです。数時

間で停電をしてしまうのでは、到底七日間も高層マンションで自宅残留などできるはずがないんです。この点、どうするおつもりなんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○高倉政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきました、中高層マンションにおける自家発電機用の燃料備蓄の量などに関連する事柄であろうかと存じますけれども、一般的にはこれは軽油や灯油といったものが用いられ、これらは火災危険性が高い物質でござります。

ただいま、事実上、いうお言葉がございましたけれども、法令上の整理といたしましては、一千リットル未満でありますならば、市町村の火災予防条例で規制を行つております。一千リットル以上の大容量の備蓄を行うという場合につきましては、これは消防法令において火災予防上の観点から必要な基準が定められておるところでございま

す。具体的には、例えばドラム缶でございましたら、千リットル未満の場合には、保存する地域の区画を鉄板等の不燃材料で区画、一方、千リットル以上であれば、耐火構造、コンクリートで区画といったような所定の規制がございます。

したがいまして、仮に中高層マンション等における自家発電用の備蓄の規模というものを大容量にしていくという場合には、その容量に見合った消防法上の基準を満たしていただければ整備はできるという状況になつております。

○柿澤委員

これまでの高層マンションの自家発電施設の設置場所というのは、その隣に大体こうした燃料の貯蔵場所があつて、これを物理的に分離するということが十分できていなかつた、そういうことが多いんです。結果的に、これ以上の容量を貯蔵するということ、貯蔵所として認めてい

たたくことが事実上できないような構造になつてゐるわけです。その中で七日間、どう過ごせといふのか。このところについては、建物の構造基準上のさまざまな誘導措置みたいなものもこれか

ら必要になつてくるのではないかというふうに思ひます。

もう一つお伺いをしたいんですけど、例えば、四十八階、四十九階建ての超高層マンション四棟から成る芝浦アイランドというのが港区にありますけれども、非常用発電機の燃料消費率を百三十リットル・バー・アワーとして計算すると、停電せずに七日間しのぐには、七、八十トンの燃料が必要になります。この規模の備蓄タンクを設置するのは、やはり敷地の問題や建設費を考えるとなかなか現実的でない。

こういうときに一つのアイデアが出てまいりまして、すなわち、東京港内の海上で小型船舶に給油を行つて、ガソリンスタンド、給油船を活用するというアイデアが出てきています。これは、全長二十五メートル、幅三メートルの小型タンカーでも百三十トンの搭載燃料、これで芝浦アイランド二つ分の七日間の燃料供給を賄える計算になります。これを使つたらどうなのかというの

が一つあります。

ところが、これも、船舶から給油ホースで陸上に給油するには、陸に係留されている場合には消防法二条二項で防火対象物に当たつてしまふで、給油する地点が危険物、般取扱所として認めを受けた場所でなくてはならない。たとえ、運河に面した高層マンションで、そこに係留してホースで給油する、そういう場合でも、そこが危険物一般取扱所でなければ、結局、給油行為そのものが違法行為になつてしまふというんですよね。要するに、船からの燃料補給というの

のは事実上できません。

このように考えておりまして、地震等の災害時に、必要な場合に、仮貯蔵、仮取り扱い手続がございます。これを受ければ、船舶による燃料の給油や船舶からのドラム缶の荷おろし等を行ふことは可能となつております。

このようないくつかの手続がござります。まさに昨年の三月十六日の時点では、消防署からその迅速かつ柔軟な対応について通知はさせていたばかりでございます。

ただいまお尋ねをいたしましたが、実際

手続がござります。これを受ければ、船舶による燃料の給油や船舶からのドラム缶の荷おろし等を行ふことは可能となつております。

○高倉政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘いただきました、軽油や重油といふた船舶に積載している燃料をいざというとき

現行の法令のたてつけにつきましてちょっと御説明させていただきますと、そいつた船舶用の燃料を指定数量扱うという場所につきましては、御指摘のとおり、基本的には、消防法上の危険物の取扱所といたしまして、一定の基準を満たして許可をとつておくことが必要になります。

しかしながら、災害時等の緊急時におきまして、搬出が必要が生じるということから、制度といたしまして、ただし書きがございまして、所轄の消防

長または消防署長による仮取り扱いの承認という手続がござります。これを受ければ、船舶による燃料の給油や船舶からのドラム缶の荷おろし等を行ふことは可能となつております。

このようないくつかの手続がござります。まさに昨年の三月十六日の時点では、消防署からその迅速かつ柔軟な対応について通知はさせていたばかりでございましたが、実際手續がござります。これを受ければ、船舶による燃料の給油や船舶からのドラム缶の荷おろし等を行ふことは可能となつております。

ただいまお尋ねをいたしましたが、実際手續がござります。これを受ければ、船舶による燃料の給油や船舶からのドラム缶の荷おろし等を行ふことは可能となつております。

このようないくつかの手続がござります。まさに昨年の三月十六日の時点では、消防署からその迅速かつ柔軟な対応について通知はさせていたばかりでございましたが、実際手續がござります。これを受ければ、船舶による燃料の給油や船舶からのドラム缶の荷おろし等を行ふことは可能となつております。

このようないくつかの手續がござります。まさに昨年の三月十六日の時点では、消防署からその迅速かつ柔軟な対応について通知はさせていたばかりでございましたが、実際手續がござります。これを受ければ、船舶による燃料の給油や船舶からのドラム缶の荷おろし等を行ふことは可能となつております。

もなつた事例だと思います。

森検会長は先日お亡くなりになられてしまつたときには強調されていたのが制震装置のことありました。

六本木ヒルズは五十四階建ての森タワーがあるわけですけれども、この五十一階にレストランの六本木ヒルズクラブというのがありますが、この六本木ヒルズクラブでは、何と、ワイングラス一個も割れなかつたというんですね。オイルダンパーなどを活用した制震装置で揺れを抑えた結果、結果的に全く揺れなかつた、こういうことであります。

高層ビルというと、むしろ長周期地震動によつて揺れが増幅され、立つてもいられないような大変な揺れになる、今回、東京都庁などもそうだったということありますけれども、こういうことが通例だつたと思うんですけれども、こういう制震装置を導入することによって揺れを抑えることができる、こうした効果が実証されたわけです。この制震装置というのは、実は、導入に対するインセンティブというのは、私が見る限り、地方自治体の補助制度しか見当たらないようあります。しかし、巨大地震に対応できる都市構造を目指していく上では、こうした制震措置を高層ビル、高層マンションに導入する際の国としての支援措置がやはり必要なではないかというふうに思います。

今、委員の方から、高層ビルは長周期地震動が非常に大きいよ、こういう御指摘をいただきました。そこで、一部のビルでは、この制震装置の改修等がもう既に行われているところがたくさんござ

ります。また、今後、技術的知見をもとに、必要な助言等を行つてまいりたいと考えております。

ただ、支援措置のお話がございましたけれども、限られた財源を有効に活用する観点からは、本木ヒルズクラブの御理も割れなかつたというんですね。オイルダンパーの必要があると考えておりますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○柿澤委員 ありがとうございます。質問を終ります。

○伴野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○柿澤委員 この際、暫時休憩いたします。

午後四時三分休憩



午後四時四十九分開議

○伴野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、都市再生特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、先ほど終局いたしております。

これより討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。都市再生特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伴野委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり可決すべきものと決しました。

○津島大臣政務官 お答えを申し上げたいと思います。

○金子（恭）委員 ただいま議題となりました附帯議案に対する質疑は、先ほど終局いたしております。

決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていたただいたと存じます。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

○伴野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伴野委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりましたので、これを許します。国土交通大臣前田武志君。

○前田国務大臣 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして真剣かつ熱心な御討議をいただき、たゞいま全会一致をもつて可決されましたことを深く感謝申上げます。

今後、審議中における委員各位の質疑内容や、たゞいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ま今会一致をもつて可決されましたことを深く感謝申上げます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○伴野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○伴野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。